

平成24年第1回定例会  
(第1日目)

津別町議会会議録

平成 24 年第 1 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 24 年 3 月 2 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 3 月 7 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 24 年 3 月 7 日 午後 4 時 22 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鵜田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 山内 彬 9番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自3月 7日 13日間 至3月19日
3			諸般の報告	
4			町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	1	津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	2	津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	3	乳幼児等医療費の助成に関する条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	4	津別町交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	5	津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	6	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	7	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	8	津別町立へき地保育所条例等の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	9	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
14	〃	10	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
15	〃	11	平成23年度津別町一般会計補正予算(第6号)について	
16	〃	12	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	
17	〃	13	平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	
18	〃	14	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)について	
19	〃	15	平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	
20	〃	16	平成23年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
21	〃	17	平成23年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)について	
22	〃	18	平成24年度津別町一般会計予算について	
23	〃	19	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	議案	20	平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
25	〃	21	平成24年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
26	〃	22	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計予算について	
27	〃	23	平成24年度津別町下水道事業特別会計予算について	
28	〃	24	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
29	〃	25	平成24年度津別町上水道事業会計予算について	
30	報告	1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
31	〃	2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
32	〃	3	例月出納検査の報告について（平成23年度11月分、12月分、1月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 24 年第 1 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

8 番 山 内 彬 君                      9 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

3 番、茂呂竹委員長、登壇願います。

○3 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] おはようございます。ただいま上程されました会期についてですが、議長より指名を受けましたので議会運営委員会における協議の結果についてご報告いたします。

3 月 2 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、条例案 8 件、単行議案 2 件、補正予算案 7 件、新年度予算案 8 件、報告 3 件、計 28 件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付した会期予定表のとおり第 1 回定例会の会期は 3 月 7 日か

ら3月19日までの13日間と決めました。議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの13日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名はお手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

次に、日程に入ります前に建設課のほうからおわびと訂正の申し入れがございますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） それでは、お時間をいただきまして平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして訂正のお願いをさせていただきます。

お手元に本日訂正の内容を配付させていただいておりますが、昨年12月20日に開催

されました第9回津別町定例議会におきまして、議案第81号 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）について議決をいただいたところでありますが、第3条資本的収入及び支出において、第1項工事負担金と記載されておりますが、第2項工事負担金が正しい内容であります。平成23年度津別町上水道事業会計予算補正実施計画の表中、資本的収入及び支出の、収入の項の欄において1工事負担金と記載されておりますのは、2工事負担金が正しい内容であり、次に平成23年度津別町上水道事業会計補正予算説明書の資本的収入及び支出の収入の表において、項1工事負担金と記載されておりますのは、項2工事負担金が正しい内容でありますので訂正をさせていただきますようお願いを申し上げます。

予算書を提出するにあたりまして十分に確認をしないまま提出してしまったということが原因であり、管理職として責任を痛感しているところであります。深くおわび申し上げますとともに訂正報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これにて訂正報告を終わります。

本件については、ご了承願います。

#### ◎町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。平成24年度の町政方針を述べさせていただきますというふうに思います。

#### 1. はじめに

本日ここに平成24年度予算の審議をいただく第1回津別町議会定例会の開催にあたり、予算案の提出とともに町政執行に対する所信を述べさせていただきます、町議会並び

に町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年を振り返りますと、本町の基幹産業である農業は、小麦、てん菜、馬鈴しょの3品目が収量減と糖度不足などにより必ずしもよいできではなかったものの、玉葱の高騰により販売高は前年を上回ったところであります。

林業においては、合板が災害復興需要や全国的に堅調な住宅着工及びマンションの仕上げ需要が好調に推移したことからフル生産体制となり、梱包材、パレットにおいても引き続き荷動きは良好であります。経木につきましては外食産業の落ち込みが続く中、リーマンショック以前の水準に戻っていない状況にあります。

建設土木業につきましては、各種交付金制度を活用した建築工事を中心とする公共事業の推進により、一昨年に引き続き町内経済に一定の効果をもたらすことができました。

昨年の東日本対震災は、戦後日本が培ってきた価値観を一変させる出来事であり、今後の政治、経済、文化、思想に与える影響は大きなものがあると感じているところですが、本町におきましては第5次総合計画に基づき着実に事業を進めてまいります。

## 2. 公約の推進

中心市街地の活性化につきましては、昨年4月の多目的活動センター「さんさん館」のオープンにより、七夕まつり、産業まつり、コンサート、雑貨市など年間を通しさまざまなイベントが誕生し、町に賑わいを創出してきたところです。本年度におきましても「まちづくりセンター運営協議会」をはじめ、基幹産業にかかわる団体や町おこしグループの協力を得ながら、これらの取り組みを発展させ、中心市街地の活性化と地場産品のPRと販売に向けた取り組みを進めてまいります。

また、情報発信施設としての機能を充実させ、本町の魅力やまちづくりの取り組みを発信するため、町民や団体の方々が容易に活用できるシステムづくりを進めてまいります。

廃屋対策につきましては、景観や防犯上の問題にとどまらず、この冬の記録的な豪雪により日本各地において廃屋の倒壊という新たな社会問題も発生しているところです。既に中心市街地（半径500m内）の廃屋の調査は終了しておりますが、今後

環境基本計画等の策定にあわせ実施に向けた検討を進めてまいります。

ご当地グルメの開発につきましては、有機牛肉と津別産野菜を組み合わせた商品開発が有機酪農研究会により取り組まれています。また世に出るまでには至っていません。一方、町内の食堂では津別産の小麦を原料にしたブランド麺「つべつめんこいひと」を使用したラーメンや津別産流水牛を使った流水牛丼などの販売が始まっており、また農業青年による津別産の食材を使ったコース料理の取り組みも行われているところです。こうした自主的な取り組みに対し必要な支援を行ってまいります。

こども園と子育て支援センターの併用施設の建設につきましては、各種懇談会においてその必要性を理解いただいているところですが、関係者との協議にいま少し時間を要することから、建設用地の測量及び土地取得等にかかる費用につきましては、当初予算ではなく補正予算にて措置する考えであります。

観光事業の充実につきましては、道内で二番目の森林セラピー基地の認定を受けた後、ガイド組織である「NPO法人森のこだま」が結成されましたことから、今後道内外の方々に充実した対応を行えることを大いに期待し必要な支援を行ってまいります。

また本町は、津別峠、チミケップ湖、3つの巨木ミズナラなどの観光資源に恵まれ、その近くにはそれぞれ特徴のあるホテルがあり、さらに、グリーン・ツーリズムなども活発に行われており、これに花とイベントを組み合わせるなどして町の魅力を高めてまいります。

事務事業の民間委託等の推進につきましては、町営バス開成線を本年10月から民間事業者への運行移譲に向けた協議を進めるとともに、相生線、上里線につきましては町営バス路線を廃止し、10月から新たな形態での運行開始に向け取り組みを進めてまいります。

特別養護老人ホームいちいの園等の民間移譲につきましては、移譲先の選定を含め具体的な取り組みを進めてまいります。

今後の町政運営に反映させることを目的として昨年度実施しました住民満足度定点調査につきましては、対象者1,589名に対し579名の回答を得、町政に対する貴重なご意見をいただいたところです。近く公表できるよう結果報告書を作成中であります。

が、整理、分析に時間を要することから、今後この調査につきましては、毎年ではなく隔年実施に変更することとし、本年度においては実施しないことといたします。

議会のインターネット中継につきましては、議会側のご理解とご判断のもと、早期に実現できることを望み期待するものであります。

### 3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、第5次総合計画にあります「計画の基本・担い手のいる計画」を進めていく上で、地域リーダーや団体の育成が重要であることから、昨年より実施しております「人づくり・まちづくり活動支援事業」の推進を図り、より一層の充実強化に取り組んでまいります。

指定管理者制度の活用につきましては、株式会社アンビックスを指定管理者とする森の健康館及び山村体験宿泊施設「ランプの宿・森つべつ」は、本年度指定管理期間の最終年を迎えますが、本町の観光事業にとって重要な施設であることから、より一層の利用拡大を指定管理者とともに進めてまいります。

また、グレステンスキー場、21世紀の森キャンプ場、相生総合交流ターミナル施設、堆肥製造施設につきましては、昨年度に3年間の指定管理協定の更新を行ったところですが、他に指定管理制度の活用が望ましい施設についての検討も行ってまいります。

ふるさと会につきましては、本町の応援団であります「東京つべつ会」の会員の固定化など課題は多くありますが、新たな会員の拡大に向け役員ともども呼びかけを強めてまいりますとともに、ふるさと納税につきましても会員の方々を中心に拡大へのご協力をお願いしてまいります。

定住対策につきましては、交流居住事業として旧町長公宅の活用とあわせ、ふるさと定住促進事業のPRと空き家情報、さらに定住に関する情報収集と相談業務を充実させてまいります。

交流の推進につきましては、姉妹都市である南アルプス市や友好関係にある船橋市と各種交流事業をとおして相互理解と友好を深めてきているところであり、今後も多様な交流や本町の特産品等の売込みを進めてまいります。

また、台湾彰化県二水郷との交流につきましては、本年夏に中学校長ほか関係者の

来町が予定されており、台湾外交部の協力のもと秋には二水郷において友好都市提携の調印を行いたいと考えているところであります。これに伴う予算や進め方につきましては、議会をはじめ関係機関と協議させていただきながら補正予算にて措置する考えであります。

#### 4. 行政改革

平成 22 年 4 月策定の「津別町新行政改革大綱推進計画」は、本年度前期 5 年計画の 3 年目を迎えますが、引き続き事務事業の民間委託等の推進など 55 項目のアクションプランの検証を行い、行政改革を積極的に進めてまいります。

また、分権・地域主権改革の進展に伴い、行政需要はさらに複雑かつ多様化しており、これまで以上に質の高い行政運営が求められることから、平成 22 年 10 月に改定した「津別町人材育成基本方針」に基づき、職員のスキルアップをはじめ限られた人員で職員個々の能力を引き出し活用していけるよう、引き続き計画的な研修を行い組織の充実強化を図ってまいります。

#### 5. 機構改革

地方分権の流れが加速する中、各種計画の着実な推進や複雑で多様化する住民ニーズに対応できる簡素で効率的な組織を目指し、グループ制第 2 弾となる機構改革を 4 月に実施いたします。あわせて庁舎等の一部改修や分掌事務区分の見直しなどによるワンストップサービスの充実を目指すほか、簡易相談室の整備による利便性の向上、さらには職員の能力開発等により住民サービスの向上と将来課題に対応する組織の構築に努めてまいります。

#### 6. 住民との協働のまちづくり

住民との協働のまちづくりにつきましては、地域住民やボランティアの方々などの協力をいただき、相互理解と目的の共有化を図りながら住民と行政の協働を推進してまいります。その中核となる自治会及び自治会連合会と十分な連携を図るとともに、地域と行政のパイプ役である地域担当連絡員による地域課題の把握に努め、住民参

画・協働社会の実現に向けて取り組んでまいります。

## 7. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、昨年8月2日に事故死ゼロ 500 日を達成したところですが、今年度は12月14日の1,000日達成を目標に、住民一人一人が家庭や地域・職場において交通事故を起こさない、遭わないための意識と知識を高めるため、交通安全協会をはじめ各関係機関、団体とともに啓発活動を実施してまいります。

防犯につきましては、津別町青少年問題協議会や防犯協会をはじめ、関係機関と連携を図りながら未然防止に取り組み、安全安心で住みよい地域社会を推進してまいります。

災害対策につきましては、東日本大震災を契機に、防災・安全対策が喫緊の課題となっています。このことから、引き続き自主防災組織の設立支援や有事の際に自治会や関係機関・団体等の応援協力が得られる防災体制づくり、さらには大震災の教訓や社会情勢の変化を考慮した地域防災計画の見直しを行い、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、火山噴火対策は、雌阿寒岳火山防災会議協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら対応に努めてまいります。

## 8. 福祉のまちづくり

高齢者福祉につきましては、本年度は「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の初年度であり、地域包括支援センターを中心として介護予防や認知症対策をはじめ、医療、住まい、生活支援のサービスを適切に提供できるよう努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、新たに策定しました「第3期障がい福祉計画」に基づき、障がい者が自立して日常生活や社会生活が営めるよう、障害者自立支援協議会などと連携しながら相談体制や地域支援事業の充実に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、国の施策の動向を見据えながら「次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき、安心して子育てができ、将来を担う子どもが健やかに育ま

れるよう、子育て支援サービスを進めてまいります。

また、保育所につきましては、仕事と子育ての両立を支援するため細やかな保育サービスを提供するとともに、新たな施設の建設に向け引き続き関係者との協議を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、すべての住民が安心して健やかな生活が送れるよう、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業を通しながら健康の保持と増進を図ってまいります。

医療につきましては、地域医療の安定的な確保のため、長く公的医療機関の役割を担っていただいている津別病院への支援を継続してまいります。

国民健康保険につきましては、安定した財政運営を図るため、特定健診や特定保健指導の実施による医療給付費の縮減、保険税収納率の向上や医療費適正化事業に取り組んでまいります。

また、後期高齢者医療保険につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携し適切な制度運営に努めてまいります。

介護サービスにつきましては、短期入所を含む特別養護老人ホーム、デイサービス、介護支援、介護予防の4事業について、保健・医療・福祉の関係機関と連携を図り、入所者や家族が良質で安心してサービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、民間移譲の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

## 9. 環境に配慮したまちづくり

環境基本計画等の策定につきましては、第5次総合計画の「基本構想…まちづくりのテーマの実践」において、津別町の地域資源を最大限に活用し、環境や景観を柱とした「エコタウン」を創造し、持続可能な地域社会を形成するとしており、この実現に向け本年度より2年間で環境基本条例及び環境基本計画を策定し、環境に特化した町づくりを進めてまいります。

一般廃棄物対策につきましては、大空町との広域ごみ処理が3年目を迎えましたが、今後も「津別町一般廃棄物処理計画」に基づきごみの減量化と分別回収を促進し、リサイクル率を向上させ最終処分場への投入量の減量化により施設の延命を図りながら、

資源循環型社会へ向けた意識の高揚を図ってまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、平成20年6月に制定した「津別町地球温暖化対策実行計画」により、津別町役場及びその関連施設から発生する温室効果ガス排出量を抑制する取り組みを進めているところですが、ペレットボイラーの導入などにより平成22年度の二酸化炭素の排出量を平成18年度対比で29.8%削減し、目標値の6%を大きく上回ったところであり、さらなる排出削減に努めてまいります。

また、ペレットストーブ導入助成制度を一部拡充し、一般家庭における地球温暖化の取り組みが促進されるよう努めてまいります。

共同墓地の整備につきましては、昨年の本岐共同墓地整備に引き続き、本年度は相生共同墓地の整備を行ってまいります。

## 10. 産業の振興

農業につきましては、東日本大震災からの復旧復興が何よりも優先される中、TPP問題が先行きを不安にさせ、早期に対策を進めなければ農業の危機は深刻化し、農業生産力の低下や耕作放棄地の拡大が懸念されるところです。

本町におきましては「持続可能な農業の実現と農業を支える人材の確保」を図ることとし、引き続き、国営農地再編整備事業、鹿害対策、小規模土地改良事業、循環型農業の推進、グリーン・ツーリズムなどを積極的に進めてまいります。

特に、国営農地再編整備事業につきましては、国の農業農村整備事業に係る予算に大きく影響されることから、早期実施に向けて関係機関への要請を農協とともに強く行ってまいります。

新たな取り組みとしましては、今後5年間に高齢等により離農する方の農地を地域の中心となる個人、法人、集落営農経営体へ集積するとともに、生産品目・経営の複合化、6次産業化など地域農業のあり方について「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を進めてまいります。また、戸別所得補償制度のほか経営規模拡大支援、農業経営研修支援など「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策を活用し、農業・農村の多面的機能の発揮と地域農業の活性化に努めてまいります。

林業につきましては、北海道が進める「森林資源循環モデル」の構築と連動し、未

来につなぐ森づくり推進事業と丸玉産業森づくり基金を原資とする愛林のまち緑資源を守る推進事業により計画的な山づくりを進めるとともに、これまで都道府県で定めていた森林の機能区分や施業方法を市町村の実情に応じて定めることができる市町村森林整備計画により、きめ細かな森林の管理を進めてまいります。

また、本年度も二酸化炭素吸収量をクレジット化する森林 J-VER 事業や未利用木質資源を活用した木質ペレット製造事業を進めるとともに、東日本大震災後、原子力発電に依存したエネルギー利用形態を見直す機運が高まる中、地域の木質資源を燃料とした木質バイオマスエネルギーの有効利用を考える「津別町森林バイオマス利用推進協議会」において、再生可能エネルギーの利用研究を行ってまいります。

町民共有の財産である町有林につきましては、第 12 次津別町有林森林施業計画（平成 21 年度～平成 25 年度）により適切な森林施業を行うこととし、本年度においては皆伐 7.3 ヘクタール、間伐 48.19 ヘクタールを計画し、皆伐跡地にはカラマツの再造林を基本として将来の財産形成を行うとともに、S G E C の森林認証の取得を目指してまいります。

商工観光につきましては、経済の先行きが不透明な中、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、住宅建設をはじめとする公共事業の推進やさんさん館での各種イベントの開催により、地域経済に一定の効果をもたらしてきたところです。引き続き、市街地活性化を積極的に推進するとともに、中小企業の経営安定を図るため融資や利子補給など商工業への支援を継続してまいります。

また、高齢化の進行により買い物や通院など生活にかかわる課題の対応について、関係機関と連携しながら対策を検討してまいります。

地域の活性化に有効な観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめ関係各団体と連携し、誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、地場産品を活用したエコとオーガニックを柱とした製品の開発を促し、大都市圏との交流を通じた販路拡大を図ってまいります。

## 11. 社会資本の整備

町道の整備につきましては、平成 21 年度に策定しました「市街地町道整備計画」の

優先順位に基づき、本年度は町道 71 号線、町道 131 号線の改良舗装を行うとともに、町道 3 号線舗装補修工事及び町道 8 号線の歩道新設工事を進めてまいります。また、橋梁の町寿命化修繕計画を策定してまいります。

国道・道道の整備につきましては、道道北見津別線の開成峠登坂車線の造成工事が開始され、また、道道津別陸別線においても道路改良工事が開始されていることから、早期完成について道に要望するとともに、国道 240 号線の津別市街地の歩道整備と曲線緩和について開発建設部に要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましても、昨年に引き続き計画区間の早期完成について要望してまいります。

公共交通の要である町営バスの運行につきましては、少子高齢化が進む中、利用者が年々減少し厳しい運営状況にありますが、通学生や高齢者の移動手段として重要な役割を果たしているところです。公共交通は目指すべき地域の姿を実現するための手段であることから、今後における運営の効率化を図るとともに民間事業者や小規模需要等に対応した運行形態等への再編整備を進めてまいります。

住環境の整備につきましては、「歩いて暮らせる町づくり」を目指し、町営住宅の建替事業を進めているところですが、本年度は「まちなか団地 2 工区」の残り 10 戸を建設するとともに、平成 25 年度より建設を予定している旭町団地について、民間活力を活用するプロポーザル方式を本年度も実施してまいります。

また、順次進めています既存住宅の延命化につきましては、本年度も豊永団地において引き続き実施してまいります。

上水道事業につきましては、中央監視装置機器、上里浄水場滅菌薬注入機器、豊永地区減圧弁の更新工事を行い、安全で良質な水道水を安定的に供給してまいります。

下水道事業につきましては、下水道全体事業の見直し及び認可設計の変更、マンホールポンプ所改築更新に向けた長寿命化計画の策定を行うなど、施設の適正管理と事業の経営維持・向上に努めてまいります。

## 12. 教育のまちづくり

学校教育につきましては、本年度から中学校で全面实施される新学習指導要領の円

滑な実施に向け、指導体制や教材など教育環境の整備に適切に対応してまいります。

平成 21 年度から実施している少人数学級につきましては、津別小学校から持ち上がりとなる中学校においても継続実施します。

特色ある学校づくりに向け、平成 21 年度より小中学校で実施しています「木育」「食育」授業と、津別小学校での理科特別授業（ロケット授業）は、小規模校との交流学習の場として引き続き実施してまいります。

障がいのある児童生徒につきましては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状況に応じた教育課程や学級再編のもと、安心して学ぶことができるよう環境整備に努めており、本年度は新たに中学校に支援員を配置することといたします。

学校施設につきましては、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、活汲小中学校校舎・屋内体育館の耐震改修工事と小学校校舎の窓枠改修工事に着手するとともに、津別小学校一線校舎の耐震改修工事に向け設計委託を行うことといたします。

教材等の整備につきましては、津別小学校の児童用机・椅子、津別中学校の生徒用机・椅子及び黒板張りかえの補修、吹奏楽部用楽器の更新など計画的に整備を行ってまいります。

津別高校につきましては、地域キャンパス校として初めての募集となりますが、今後も中学校卒業生数は減少傾向であることから、津別高等学校の存続に向け、津別高等学校及び津別高等学校振興対策協議会と連携を図りながら支援に努めてまいります。

社会教育につきましては、事業の中核的施設となる中央公民館が本年開館 30 周年を迎えることから、「主役は町民」の視点を加えた記念事業を開催してまいります。

また、社会教育の基幹施設である生活改善センター、多目的運動公園、温水プールなど施設の維持管理につきましては、施設機能の充実を図り利用促進に努めるとともに、利用者の理解と協力を得ながら効率的な運営を進めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、町内文化団体の活動を支援するとともに、中央公民館 30 周年記念事業を中心に優れた文化や芸術鑑賞機会の充実に努めてまいります。

社会体育事業につきましては、年々健康や体力づくりに対する町民の関心と意欲が

高まっていることから、将来を見据えた新たな生涯スポーツ活動体制として「総合型地域スポーツクラブ」の創設に向け研究を進めてまいります。

スポーツ合宿につきましては、交流人口の拡大による地域経済の活性化と町民の交流に視点を置き、関係機関・団体と連携を図りながら合宿の誘致に積極的に取り組んでまいります。

### 13. 財政運営と各会計の予算規模

国の平成 24 年度予算編成は、「東日本大震災の復興」「世界的な金融経済危機の対応」に対する方針を掲げる一方、「財政健全化」の取り組みを掲げ、復旧・復興財源を確保しながらも、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定める「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」を公表いたしました。

この中期財政フレームにおいて、規則的財政収支対象経費の規模を抑制することから、平成 24 年度の地方財源は減額されるものと想定していたところ、昨年 12 月に公表された地方財政対策は、基礎的財政収支対象経費を前年度並みとしたため、ひとまず安堵したところであります。

地方財政対策における地方交付税は、地方交付税の法定率分に一般会計での加算措置、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変更準備金の活用などにより総額 17 兆 4,545 億円、前年度費 811 億円、0.5%の微増となったところであります。平成 24 年度からの中長期財政フレームに定める 3 年間で総額 1 兆円をめどに変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れるとしたことから、消費税増税までの財源確保のつなぎ策としてみることができます。

このような中、平成 24 年度の本町の予算編成は、国の平成 24 年度地方財政の見通しと予算編成の留意事項に基づき編成作業を行ったところであります。

特に普通交付税の算定にあたっては、本町の特殊要因を考慮しながら予算割れとならないよう留意し、普通交付税は前年度比 3.3%減の 25 億 7,500 万円、特別交付税は前年度同額の 1 億円とし、臨時財政対策債は、平成 25 年度まで段階的に人口を基礎として算出する方式から、財源不足額を基礎として算出する方式に移行することから、前年度比 8.4%増の 1 億 8,000 万円として予算計上したところであります。

本年度の一般会計予算の総額は46億4,800万円で、前年度費6.1%減となりましたが、これは職員の定年大量退職による人件費の減、公債費償還額の減、前年度実施した特定公共賃貸住宅建設事業の減によるものであります。

また、特別会計等の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は保険給付費の減、後期高齢者医療費事業特別会計は広域連合納付金の増、介護保険事業特別会計は居宅介護サービス等給付費の増、介護サービス事業特別会計はデイサービス施設整備事業費の増、下水道事業特別会計は下水道事業償還金の減、簡易水道事業特別会計は給水施設整備事業の減となり、上水道事業会計につきましては建設改良費の増となりました。

これにより一般会計、特別会計、企業会計の総額は70億4,940万円で前年度比3.6%の減となりました。

なお、公会計の整備につきましては、住民の情報開示や財政の効率化・適正化を一層進める観点から、平成23年度に導入を予定していたところですが、膨大な公有財産の把握評価事務に相当の時間を要することから本年度に導入を図ってまいります。

以上により編成した平成24年度各会計予算は、一般会計46億4,800万円（前年度比6.1%減）、国民健康保険事業特別会計9億810万円（前年度比1.3%減）、後期高齢者医療事業特別会計8,710万円（前年度比15.1%増）、介護保険事業特別会計4億5,770万円（前年度比2.4%増）、介護サービス事業特別会計2億8,060万円（前年度比1.7%増）、下水道事業特別会計3億8,950万円（前年度比0.1%減）、簡易水道事業特別会計4,330万円（前年度比14.9%減）、上水道事業会計2億3,510万円（前年度比14.8%増）、合計70億4,940万円（前年度比3.6%減）となりました。

#### 14. 結び

今日の厳しい経済情勢と財政状況の中にあっても、町民の手で策定されました第5次総合計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、町民が主役のまちづくりを着実に進めるよう職員と一丸となり、しっかりその役割を果たしていきたいと決意しているところであります。

ピーター・F・ドラッカーの言葉に「成長には準備が必要である。いつ機会が訪れ

るかは予測できない。準備しておかなければならない。準備ができていなければ機会は去り、他所へ行く。」とありますが、年度途中の国の補正予算などにもすぐに対応できるよう先々の準備を進めてまいります。

本年度も引き続き町民各位のご理解とご協力を切にお願いするものであります。

それでは、引き続きまして、行政報告並びに提案理由の説明をいたしたいというふうに思います。

本日ここに第1回定例議会を召集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例議会後の行政報告と本日付議いたしております25件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。2月21日、津別町消防功労者、菅原三千年氏がご逝去されました。故人は、消防団員として32年間もの長きにわたり、災害に未然防止に献身的なご努力をいただき、相生地区住民の安全確保に多大なご貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、寄附についてであります。3月6日、柏町松田慎造様より、津別町の振興に役立ててほしいと30万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、成人式についてであります。1月8日、中央公民館において、町内外合わせて33名の新成人が希望に燃える「成人の誓い」を述べ、厳粛な中にも熱気のある式典を終えることができました。新成人の皆さんには、今後厳しい社会の中にあっても日々成長し、力強く生きていかれることを祈念するものであります。

次に、第16回カレンダー展示即売会についてであります。1月8日、中央公民館において、つべつかわら版福祉基金（代表 大東勲様）主催によるカレンダーの展示即売会が開催され、売上金5万8,000円を中央公民館図書室図書購入費としてご寄附いただいたところであり、毎年のご厚志に対し深く感謝を申し上げます。

次に、季節労働者の冬期就労支援についてであります。本年度は1月9日より2月28日までの22日間、延べ188人の稼働により町有林内の除雪と枝打ち作業を行っ

たところであります。今後におきましても季節労働者への支援を引き続き進めてまいります。

次に、全道リコーダーコンテストの結果についてであります。1月10日に札幌市で開催されました第26回全道リコーダーコンテストにおいて、活汲小中学校の児童・生徒の皆さんが、中学校合奏の部で金賞に輝き、3月25日に東京都で開催される全国大会に出場することとなりました。この栄誉をたたえますとともに、平成15年から10年連続出場となる全国大会での活躍を期待するものであります。

また、全道大会の一般の部に出場した活汲小中学校のOBを含む「REC☆(ステッラ)つべつ」も全国大会に初出場することになったことから、活躍を大いに期待するものであります。

次に、株式会社津別ファームについてであります。昨年経営破綻した株式会社安愚楽牧場(栃木県那須塩原市)の直営牧場であった津別牧場につきまして、1月17日、株式会社津別ファーム(平成23年12月13日設立、代表取締役 上野信之)に牧場全体の事業譲渡が行われたところであり、津別ファームの事業概要につきましては、子牛約4,000頭規模で、3か月齢から8か月齢までの子牛を育成し素牛として販売し、さらに繁殖預託として約1,000頭を町外農家5戸に預託すると聞いているところですが、今後の順調な経営に期待するところであり、

次に、第35回冬季町民スポーツ大会についてであります。1月28日にスケート大会が津別小学校スケートリンクで開催され、津別スケート少年団や活汲小学校児童、一般成人など49名が参加し熱戦を展開しました。

また、2月5日にはスキー大会が町民スキー場において開催され、小学生など36名が参加し果敢な滑りを見せていました。当日はスキー講習会のため来町されていた、おなじみの川端絵美さんも参加され、子どもたちに励ましの声をかけていました。大会運営にご協力いただきましたスケート少年団指導者、スキー連盟並びにスポーツ推進委員など多くの関係者の方々に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、みなと森と水サミットへの参加についてであります。昨年7月8日に東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書」の締結を行ったところであり、この間、丸玉産業株式会社と道外企業4社から協定木材の供給事

業者としての登録申請を受けたところでもあります。2月8日、港区立エコプラザにおいて、全国の協定自治体48市区町村が参加し「第5回みなと森と水サミット」が開催され、環境・森・木材などを通じた持続的な交流などをテーマとした意見交換が行われたところでもあります。また、「お国じまん、森じまんの物産展」も開催されていることから、今後はこれにも積極的に参加し、特産品のPRと販売に努めてまいります。

次に、TPPの影響と暮らしを考える町民集会の開催についてであります。2月16日、町、農業協働組合、農民連盟が主催し、農業委員会、商工会、建設業協会、林業協同組合の共賛を得て、中央公民館に250人が参加する中、東京農業大学長澤真史教授より講演をいただき、TPPへの参加がもたらす地域への影響を再確認したところでもあります。引き続き関係団体と連携を図りながら、地域産業を守るためTPP交渉参加への反対運動を展開してまいります。

次に、流氷の日キャンドルナイトの取り組みについてであります。2月18日、多目的活動センター一帯を会場に、津別まちづくりセンター運営協議会が主催する「アイスクャンドル点灯まつり」と「キャンドルナイトコンサート」に、延べ470人の来場を得て盛会に開催されました。会場は10団体40名の有志と町民の皆様のご協力により作製・設置された、かまくら2基とアイスクャンドル347個が幻想的な雰囲気をかもし出していました。また、地元食材を中心とする飲食物の提供などもあり、新たな冬のイベントを誕生させた運営協議会の皆様とご協力いただきました多くの町民の皆様にお礼を申し上げる次第であります。

次に、死亡交通事故ゼロ日運動についてであります。平成22年3月21日を起算日として取り組んでまいりました死亡交通事故ゼロ日運動は、2月18日に700日を達成しました。次の目標を1,000日（達成日 平成24年12月14日）と定めて、この運動を推進する決意ですので、議員各位をはじめ全町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。なお、昨年は美幌警察署管内において、美幌警察署が設置された昭和29年以来、初めて死亡交通事故がない年となりました。2月29日に美幌町において、両町の関係者による「交通死亡事故ゼロ日達成を祝う会」が催されたところですが、交通死亡事故の根絶に向けて、参加者全員により改めて決意を新たにしたいところでもあります。

次に、都道府県対抗トランポリン競技選手権大会についてであります。2月24日からJOCジュニアオリンピックカップ2012が静岡県掛川市で開催され、津別中学校2年生、笹本陸君と津別小学校6年生、石井柊君の2名が参加し、笹本陸君が15歳から16歳男子の部で銅メダルに輝くとともに、全出場選手164名中24位の好成績をあげられました。また、石井柊君は13歳から14歳の部で19位、全出場男子選手で72位の成績でありました。選手の指導にあたられました関係者の努力に敬意を表しますとともに、今後のご活躍を大いに期待するものであります。

次に、災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定についてであります。北海道コカ・コーラボトリング株式会社と津別町との協働事業として、電光掲示板付自動販売機を活用した防災情報、地域情報などを配信する「災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定」を2月29日に締結いたしました。同日、農業者トレーニングセンターでの運用を開始し、災害など緊急時には遠隔操作により自動販売機内の飲料の無償提供が可能となったところであります。

次に、第51回全国青年農業者会議についてであります。3月1日、東京都で開催された第51回全国青年農業者会議の農業青年意見発表部門において、町内の若手農業学習グループNODE（ノード）の河本務さん（津別町布川）が「畑違いな俺の決意表明」と題して意見発表を行い、最優秀賞を獲得し農林水産大臣より表彰されたところであります。グループの日ごろの活動と農業を志す決意が高く評価されたことに対し、深く敬意を表しますとともに引き続き地域の仲間とともにさらなる活躍を期待するものであります。

次に、木質ペレット製造施設の復旧についてであります。昨年11月29日に発生しましたペレット製造施設の火災につきまして、津別消防署で火災原因の調査が行われ、「ドラム缶の取り灰をフレキシブルコンテナバックに移しかえ、物品置き場に置いたフレキシブルコンテナ付近から出火していることから、本火災の発火原因は取り灰と判断するが、取り灰の燃焼経過及び着火物を立証する物的証拠が得られないことから出火原因については不明とする。出火時間についても経過、着火物が特定できないことから不明とする。」との判定結果の報告を受けたところであります。

また、復旧工事につきましては、昨年12月27日、建物並びに機械と電気の復旧工

事を発注し、本年2月21日から試験運転が行われ、3月1日に工事完成の受け渡しを行ったところであります。

今回の火災により皆様にご迷惑をおかけしましたことを、指定管理者であるペレット協同組合ともども改めておわびを申し上げますとともに、再発防止に向け対策を講じ、暖房用燃料の安定供給と適切な管理運営に努めてまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在、一般土木工事関係については23件、1億9,269万6,000円、一般建築工事関係については37件、4億5,599万2,000円、上・下水道工事関係については23件、5,621万7,000円、設計等委託業務関係については19件、4,048万6,000円と、平成23年度の発注総額は7億4,539万1,000円となり、すべての発注を終了したところであります。

引き続き、本日の付議議件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号「津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成21年7月に公布された出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（入管法等改正法）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月に施行されることに伴い、外国人登録法が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法に基づく住民票登録をすることになったことから、文言整備等も含め関連する条文について改正しようとするものであります。

議案第2号「津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、議案第1号と同様に入管法等改正法等の施行に伴う改正とともに、その他法律の制定及び改正に伴う改正並びに文言整理を含め、手数料の一部を見直そうとするものであります。

議案第3号「乳幼児等医療費の助成に関する条例及び重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、児童福祉法の一部改正により関係条文の改正が必要になったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「津別町交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、人口減少や道路状況の変化、さらに交通安全施設の充実等から定員の見直しを検討し

ていました交通安全指導員について、専任指導員を廃止し、指導員の定員を減らそうとするものであります。

議案第 5 号「津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について」は、事業に係る手数料を介護保険法に定める介護報酬を基準に設定いたしておりますが、平成 24 年 4 月 1 日からの介護報酬改正に伴い、関連規定を改正するとともに、文言の整理をしようとするものであります。

議案第 6 号「津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、第 5 期介護保険事業計画におきまして、保険料率を前期保険料率と同額とすることから期間の変更を行うとともに、第 1 号被保険者の負担軽減が保険者の判断で措置できるとされたことから附則において必要な改正を行うものであります。

議案第 7 号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律が平成 23 年 5 月 2 日に公布され、公営住宅法が改正されたことに伴い、津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 8 号「津別町へき地保育所条例等の一部を改正する条例の制定について」は、入所の範囲の特例について、より定員の弾力化を図るため国の基準に合わせて条例を改正するものであります。

議案第 9 号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」は、上砂川町の脱退に伴い、規約の変更が必要になることから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により変更協議をすることとなり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 10 号「津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」は、平成 22 年第 10 回定例会において議決いただきました本計画について、今回新たに事業の一部変更が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 11 号「平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について」は、歳入歳出予算の総額に対し、歳入歳出それぞれ 1,098 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算

の総額を 53 億 2,576 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、道路除排雪経費、積立金の補正を主に、これまでに確定しました経常経費・投資的経費等の精査を行い、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で公共施設等整備基金積立金として 5,498 万 5,000 円の追加、町営バス維持管理経費として 54 万 1,000 円の追加、地域振興基金積立金として 3 万 1,000 円の追加、ふるさとつべつ応援基金積立金として 15 万円の追加。

民生費で、重度心身障害者医療費助成経費を 680 万円の減額、共和集会施設管理経費として 35 万 3,000 円の追加、老人福祉扶助費等を 214 万 9,000 円の減額、要援護高齢者等支援事業として 15 万円の追加、保育所管理経費として 30 万 7,000 円の追加。

衛生費で、一般廃棄物最終処分場管理経費として 35 万 1,000 円の追加。

農林業費で、地域バイオマス利活用事業を 189 万 6,000 円の減額、鳥獣被害防止総合対策事業を 2,593 万 5,000 円の減額、戸別所得補償制度推進事業として 40 万円の追加、町有林整備事業を 543 万 9,000 円の減額。

土木費で、道路除排雪経費として 571 万円の追加、道路橋梁維持管理経費を 246 万 5,000 円の減額、町営住宅整備事業を 132 万 3,000 円の減額、町営住宅管理経費として 36 万 8,000 円の追加、まちなか団地建設整備事業を 64 万 1,000 円の減額。

教育費で、義務教育振興事業経費として 15 万 4,000 円の追加、小学校施設管理経費として 70 万 9,000 円の追加、中学校施設管理経費として 31 万 9,000 円の追加、芸術文化振興経費として 8 万 7,000 円の追加。

歳入では、町税で 1,717 万 2,000 円の追加、分担金及び負担金で 476 万円の減額、使用料及び手数料で 682 万 6,000 円の減額、国庫支出金で 2,261 万 8,000 円の追加、道支出金で 2,006 万 6,000 円の減額、財産収入で 591 万 5,000 円の追加、寄附金で 18 万円の追加、繰入金で 311 万 1,000 円の減額、諸収入で 73 万 7,000 円の減額、町債で 60 万円の追加をするものであります。

このほか、債務負担行為補正として変更 2 件、地方債補正として追加 2 件と変更 1 件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 12 号「平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 5,167 万 2,000 円とするものであります。

歳出では、給付実績に伴う保険給付費の減であり、歳入では財源調整に伴う前期高齢者交付金の減により補正予算を編成したものであります。

議案第 13 号「平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,921 万 2,000 円とするものであります。

歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の増や地域支援事業費の事業実績に伴う減が主なものであり、歳入では事業実績に伴う国庫支出金及び道支出金並びに財源補填等による繰入金の増減により補正予算を編成したものであります。

議案第 14 号「平成 23 年度津別町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,789 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、居宅介護支援事業費の精査による追加を行い、歳入では居宅ケアプラン作成料の追加により補正予算を編成したものであります。

議案第 15 号「平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 59 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,934 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、事業及び経常経費の精査により、総務費及び特環下水道費、個別排水費の減額を行い、歳入では事業精査に伴い分担金及び負担金、繰入金、町債を減額し、諸収入の雑入について収入の確定により増額するものであります。

このほか、地方債補正について変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第 16 号「平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 58 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,003 万円とするものであります。

歳出では、給与費の増額及び事業費の完了精査による給水施設管理経費の増額と給水施設整備事業の減額であり、歳入では事業精査に伴う一般会計繰入金及び町債の減

額、諸収入の雑入について増額するものであります。このほか、地方債補正について変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第 17 号「平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について」は、収益的収入及び支出の支出において、事業精査により配水及び給水費、総係費、減価償却費の増額と資産減耗費の減額、消費税の増額により 38 万 5,000 円を増額し、予算の総額を 1 億 2,044 万 9,000 円とするものであります。

資本的収入及び支出では、収入において企業債で 30 万円を減額し、予算の総額を 1,304 万 2,000 円とし、支出では、事業精査により配水施設設置費について 46 万円を減額し、予算の総額を 8,345 万 8,000 円とするものであります。

このほか、地方債補正について変更、議会の議決を経なければ流用できない経費補正について変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第 18 号「平成 24 年度津別町一般会計予算について」、議案第 19 号「平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第 20 号「平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、議案第 21 号「平成 24 年度津別町介護保険事業特別会計予算について」、議案第 22 号「平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計予算について」、議案第 23 号「平成 24 年度津別町下水道事業特別会計予算について」、議案第 24 号「平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について」、議案第 25 号「平成 24 年度津別町上水道事業会計予算について」の 8 件につきましては、さきの平成 24 年度町政方針においてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたしたく存じます。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛たまわれますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第1号 津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程になりました議案第1号 津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、議案第2号とも共通しておりますが、さきに町長からの提案理由で申し上げましたとおり平成21年7月に公布されました略して入管法等改正法と呼ばれる法律が今年の7月に施行されることになりましたので、外国人登録法が廃止になり、一緒に交付、一緒に施行が予定されています住民基本台帳法の改正法により外国人を住民基本台帳への登録、つまり町内に居住します外国人については7月から住民票を作成することとなるということになりまして、それが条例改正の基本となります。

さらに、これらの関連条文の改正とともに、これまで本人確認の方法等、取り扱いがより厳格化されてきておりますので、この手続きにつきましても準則や他の市町村を倣い文言整理等を行おうとするものです。

それでは、新旧対照表により条文ごとの内容を説明したいと思いますので、別冊の説明資料1ページのほうを開けてごらんになってください。改正前の第2条第1項につきましては、印鑑登録をできる人の規定です。改正前の第2号の外国人登録については、先ほどの説明でありましたとおり廃止ということになりますので、第1号の住民基本台帳に登録されているものだけに集約されます。そのため改正後におきまして各号を削りまして第1項の本文にまとめた条文といたします。

続きまして、第3条については登録申請の規定です。見出しの文言を整理し句読点

の追加、さらに代理権授与通知書というものを書面として改正するものです。代理権授与通知書というのは言葉が非常に難しく、ほかの市町村の例では代理人選任届というような名前になっております。これにつきましては、規則で別に様式を定めるといたします。

続きまして第4条については、登録申請における確認事項です。第1項において改正前では本人の申請であっても登録の意思の確認をすることになっていました。改正後は本人申請であれば、本人であることの確認だけが必要で意思の確認は必要ないとしています。また代理人の申請につきましては、次ページの改正前の第3項を削りまして改正後の第2項のほうに含めさせてもらっています。

続きまして、2ページのほうをごらんください。改正前の第4項、改正後の第3項については、内容的には同じですが句読点や文言の訂正等をしております。改正前、第5項につきましては、第一次申請に伴う確認期限で、これは規則のほうで14日以内としている規定なのですが、受理についての定義がちょっと条文中にないため登録の行為ということの文言に直すものであります。

続きまして、第5条については、実際の登録に関する事項であります。第1項について本人と代理人の区別がわかりやすいように改正しようとするものであります。あわせて第2項については、改正後の新設する第7条の第2項に移させていただきますので、これは削ることとします。

続きまして、新設する改正後の第6条ですが、改正前の第11条をこの5条の次に移すものです。これは登録できない印鑑の制限について、第5条の登録条文の次の条に移すというものです。基本的に文言の整理で、内容等の変更はありませんが第1号において改正法の施行による外国人登録関係の条文については削るものとなります。

続きまして、次に3ページのほうになります。同様に新設する改正後の第7条ですが、これまで印鑑登録原票について規定がなかったものを、何を登録するか明確にするために新設するものです。第1項は印鑑登録原票に登録する内容について条文化したもので、これまで登録した内容を条文化していますが、今回の改正法の施行に伴いまして第3項と第5項につきまして外国人の住民登録を考慮して条文化しております。第2項につきましては、改正前の第5条第2項から移しまして原票の調製を磁気ディ

スクでできるものとして、こちらのほうに移して条文化しているものです。

続きまして、改正前の第6条につきましては改正後の第8条としています。第2項を第1項にまとめた形で印鑑登録者、印鑑登録証、この2つの定義について文言を整理させていただいています。

次、4ページのほうにもまたぎますが、改正前の第7条につきましては、印鑑登録証の再交付の規定で、再交付といいましても磁気付カードにつきましては同じ番号での再交付はないということですので、新たな登録証を交付するということとなります。ということで、再交付を規定しました第2項を削らせていただきます。それで改正後の第1項について再交付の申請ができることとして規則のほうの定める様式において新規登録と再交付が同様としておりますので、再交付申請することによって印影はそのまま新たな登録証を交付するという形のほうにということで条例を改正するものです。

次に、改正前第8条、見出し等の印鑑登録票、これは登録原票の間違えと思われるのですが、その内容の変更にかかる事項の改正です。さきの改正後の第7条で定めた登録原票の内容について、実際に変更されるものは住民基本台帳に基づくものばかりであるため、改正後の第10条においては住民票の変更の届出があればすべて変更できるということで、すべて職権で修正し印鑑登録に関する届け出は特に必要がないということで、ある意味住民手続きの簡略化を図るものであります。

次に、改正前第9条の廃止届けですが、登録者からの廃止届けが必要な場合は印鑑をなくす、印鑑登録証をなくす、印鑑登録は廃止するという、この3つの場合ですので、改正後の第11条で3通りにわかりやすいようにということで整理させていただきました。なお、改正前の第2項については、代理人の規定ですので改正後の第13条にまとめさせていただき削ることとしています。

次、4ページから5ページにかけての改正前第10条につきましては、印鑑の抹消で内容的には基本的には変えません。ただ、改正法による外国人登録法の廃止ということを受けまして第1項の第3号が削られます。それから、改正後の第12条第1項第4号で外国人住民に関連する記載が増える形になります。なお、改正前の第4号における成年後見人の審判にかかわる取り扱いですが、これは実は印鑑登録できない人とい

うことに該当しますので、表面的には抹消と同じ扱いになりますが、法的には印鑑証明を使えない、証明書を出せない状況になるということで、ある意味取り扱い停止という状態になりますので、抹消とは状態が違うため今回はこの号を削らせていただきます。実際の取り扱いは実際の抹消と全く同じ扱いとはなりません。

次、改正後に新設しました第 13 条につきましては、印鑑登録証の再交付及び廃止届出の代理人申請の規定です。改正前の第 7 条第 2 項と第 9 条第 2 号をまとめてここに第 13 条としてまとめたものです。

続きまして改正前第 11 条は、さきに説明したとおり改正後の第 6 条になっているものです。

続きまして改正前第 12 条につきましては、印鑑登録証明の申請の規定です。確認規定の厳格化という意味で改正後は新たに第 2 項を設けております。実は 6 ページにまたぎます改正前の第 13 条については、この第 2 項の分をこの第 15 条に包括することによって削ることとしています。2 つに分かれていたのを 1 つにするような形になります。

続きまして 6 ページ、改正前の第 14 条です。これは印鑑登録の証明ですが、証明事項について今まで規則に委任していましたが、改正後におきましては第 15 条ということで列記して条例化しています。その中で第 1 号、それから第 5 号につきましては、入管法等の改正法の施行に伴う外国人住民票の作成に対応した形の文言としております。また、改正前の第 2 項につきましては、改正後の第 15 号各号列記以外において、つまり本文のほうにおいて記載することによって削ることとしています。

改正前第 15 条の改正につきましては、句読点と「又は」を「及び」に表現を直すものです。それから改正前第 16 条の規定は職員の調査についてですが、より明確化させていただきまして、あと職員の責務を加えるべきということがありますので、次のページにまたぎますが改正後に第 2 項と第 3 項を追加させていただいております。これは職員の責務ということです。

7 ページのほうにいきまして、改正前第 17 条の改正は条番号の繰り下がり、それから改正前第 18 条の改正は条番号の繰り下がりと言語点の挿入という形になります。

それでは、議案のほうに戻りまして条文をごらんください。改正条文につきましては

は、ただいま新旧対照表で説明いたしました内容を条文化したものです。説明は省略させていただきますが、めくっていただきまして6ページ目になります。最後の附則のほうの説明をさせていただきます。改正内容につきましては、文言整理等も多くて公布日施行でというところがかなりありますが、入管法等改正法の施行日を改正条例の施行日にしなければならない改正と、そのほかの改正との区分が難しいことから、附則の第1項で入管法等改正法の施行日を本条例の施行日とするものであります。既に本年7月9日を施行日とする政令が出されていますが、施行日の変更もあり得ますので、改正法の施行日をこの条例の施行日とするものであります。

附則第2項第3項は、施行日をまたいでの経過措置です。第2項においては、印鑑登録ができなくなる人については本人に通知して職権で抹消、第3号においては、そのまま登録できる人で記載内容が変更になる人は職権で訂正するというものの内容になっています。実際の施行日までの事務作業としましては、外国人登録されている人で住民票登録がない人については、法律のほうの経過措置で5月から仮住民票を作成します。そういう形で制度移行への準備をするわけですが、あわせて本町では一人一人に各国語、母国語のパンフレットによる案内を送付しまして制度周知に対して万全を期したいと思っております。そのため施行日、7月に予定されている施行日に比べ早いのですが、法律が既に平成21年に公布されていることもあり事務作業も始めるということで、今回3月に条例改正をお願いするものであります。

以上、長くなりましたが雑駁な説明となり申し訳ありませんが、改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第2号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程になりました議案第2号津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての内容についてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど議案第1号の説明でも申し上げましたとおり、入管法等改正法の施行に伴い、外国人登録法が廃止されることにより手数料事項の一部を廃止するというを基本としています。あわせて住民基本台帳法の改正とともに1件のみ手数料の見直しもしようとするものです。また、現在の手数料条例なのですが、平成12年に制定されました地方分権一括法に伴いまして条文を制定したものです。その後の法律改正等に対応していない点、あと文言等の改正等も行っていないものがかなり散見されましたので、準則やほかの市町村を倣いながら文言整理等も一緒に行っているものです。

それでは、新旧対照表により条文ごとに内容をご説明いたしますので、資料の8ページのほうをごらんください。いきなり改正後の第3条なのですが、これは新設となります。現条例では閲覧証明について手数料を定めているのですが、その規定がなかったもので、これが準則等を参考としながら追加した内容です。第1項につきましては公文書の閲覧等の範囲、第2項は閲覧等をする者への取り扱いに係る注意事項を条

文化したものです。

以下、改正後におきまして条文が1条ずつ繰り下がりますので、条が繰り下がるものについては説明を省略させていただきます。

続きまして、改正前の第3条については、手数料の徴収時期の規定ですが、この中に閲覧に関するものの文言がなかったため改正後の第4条に追加するものです。

続きまして、改正前第5条、改正後の第6条につきましては、手数料の免除規定です。基本的な考え方として法律で市町村の証明等の必要性を規定したもので、市町村の手数料条例で金額を規定しない場合は、手数料徴収できないものと解釈されています。そのため第1項第1号、改正前の第1項第1号で「無料で取り扱いをしなければならないもの」という言い方から、「無料の取り扱いをするとき。」ということで規定の文言を変更させていただきます。

同様に第1項の第2号におきまして取り扱いがあいまいでした個人への町からの補助金、またいろんな補助に対する証明について町内者に限っては援助、扶助というこの2つの言い方でおおむね該当できるのではないかということで、この分を援助扶助という言い方で改正をしようとしているものです。

続きまして、第3号につきましては、官公署ということになりますと、その後独立行政法人等の名称を使う公共団体からも公共用として証明等を使用するというので請求等がありますので、これについても手数料を徴収しないということで改正しようとするものです。

次のページにもかかりますが、改正前の第5号から第12号につきましては今説明しました改正後の第1号と第2号でほとんどが包含できるということから削らせてもらいます。ただし、改正後の第5号について、これは生活保護法に関するものなのですが、法的には規定がないということで、第1号の新しい条例の適用外になります。さらに町外からの請求というものがあるのですが、それに対しては第2号も該当しないのですが、生活保護法の趣旨にのっとりまして、基本的にその対象者には手数料を免除しようとするものですので、改め第5号として規定するものです。

次の9ページの中ほどからの第5条第2項につきましては、各法律で条例に規定すれば免除できると規定されているもので、各法律の列記方式を本町は使用しています。

法律の改正や制定等について対応していないものがありますので、今回ちょっと申し訳ないのですがまとめて改正しようとするものです。まず改正前第 16 号につきましては、これは法律の名称が変更になったものです。続きまして第 19 号につきましては、改正前の法律名なのですが、これは実は略称になっておりましたので、正規な名称に変更ということで改正をお願いするものです。改正後の 21 号から 23 号、それから次のページ、10 ページになります。第 26 号につきましては、新規にできた法律で規定されているものです。それから 10 ページの改正前の第 21 号につきましては、これは社会保障、年金関係の法律なのですが、新しい法律ができて包含されたものですから、改正後の第 24 号として新しい法律名というふうにしております。あと、改正後の第 25 号につきましては、これはもともとある法律なのですが、この法律の改正によって免除規定が追加されたものということで新条例に法律名等を追加する形になります。

続きまして、別表の改正になります。別表は手数料の金額を定めている表ですが、手数料の算定のほとんどが職員の平均給与を時間給に換算して証明をするときに、要するに平均時間により算定しているものです。制定した平成 12 年と比較しますと 1 時間当たりの職員給与はほとんど今変わっていない状況でありますので、手数料の額については基本的に今回は改正しないこととしております。ただし、その中で 11 ページになりますが第 9 号住民基本台帳に関する手数料のうち第 7 号、住民基本台帳カードの交付手数料です。これにつきましては、今回値下げをしようとするものです。この住基カードの交付の手数料算定時には、出来上がった住基カードを申請者に書留で送ることとして算定しておりました。ところが実際では、作成した後に個人の暗証番号を記憶させる必要があります。ということで、それから個人認証は別に手続きが必要になるのですが、この 2 つのことがありますので、実際には封書でできましたよという案内をした後に、本人又は代理人が取りに来て、そこで暗証番号を入れる、個人認証の登録手続きをするということになるため、書留で送る経費が実際はかかっていないということです。あと、カードの委託製作に係る経費につきましても移送経費というのですか、それが削減されてきていますので、これらを含めると減額できるというふうに考えているところです。実際の経費を勘案しますと、本町の手数料は 600 円

ちよつと、700円までにはならないのですが、それぐらいの算定になります。ただ、他の市町村の状況を見ますと、全国的には当初から500円としているところが多い。管内的にも既に500円としているところも多いので、それに合わせまして本町も500円としようとするものです。さきにお話ししました住民基本台帳法の改正法の中で、主要な改正点の一つとしてこの住基カードの全国共通化というものがあります。これまで他の市町村に転出しますと住基カードは失効しまして再度作成する必要がありましたが、改正法施行日、つまり今年の7月から転入先の市町村で手続きをするとそのまま使用することができるようになります。そのため住基カードの発行手数料については、国がいろんな特別交付税で支援しているのですが、加算支援もしておりまして、それを受けて無料化しているところとか、あとほかのカードと、チップが入っていますので、それを多目的に利用しているということがありまして、それについては無料として市町村なども増えております。ただ、今国会に出ていますマイカード法との状況がありますので、それを勘案しながら多目的な活用を研究するとともに無料化の検討については今後の課題かと考えております。

それでは、あと新旧対照表の11ページの真ん中あたりになりますが、改正前の第10号と11号については、7月に施行が予定されている入管法等改正法により外国人登録法が廃止されることから、この手数料2件については削るものであります。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、ごらんください。今まで新旧対照表で説明したものを改正条例と条文化したものです。めぐりまして最終ページ、附則として施行日を定めておりまして、基本的には公布日に施行しようとするものです。ただ、附則の正しい動きにおきまして別表の改正部分、つまり外国人登録法廃止に伴う手数料の2つの廃止、それと住基カードの手数料の減額改定につきましては入管法等改正法の施行日に合わせようとするものです。

特に住基本カードの手数料につきましては、住基カード、これは全国共通化になるということですので、それにあわせまして減額をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

### ◎議案第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、議案第3号 乳幼児等医療費の助成に関する条例及び重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課山田主幹。

○保健福祉課主幹(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第3号 乳幼児等医療費の助成に関する条例及び重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

はじめに、乳幼児等医療費助成制度と重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成制度は、ともに北海道と町が共同で実施をしている助成制度です。今回の条例改正は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い関連規定を整備しようとするものです。それでは、説明資料の 12 ページ、13 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

両条例の受給資格者は条例で規定をしておりますが、12 ページ及び 13 ページの第 3 条は、受給資格者から除かれるものを規定しており、その 2 号で児童福祉法第 27 条で措置をされている児童福祉施設に入所している乳幼児等は除くとしていますが、これは全額北海道が医療費の支弁をしていることから、助成対象から除いているものです。また、改正前の条文で括弧書きの知的障がい児通園施設に通所している者を除くとありますが、これは同じ北海道が通園施設への通所措置を行っておりますが、通園の場合は入所と違い、乳幼児等医療費の対象になっておりました。今回、平成 24 年 4 月 1 日から施行されます改正児童福祉法では、括弧書きの知的障がい児通園施設の措置権限が北海道から市町村となるため、条文にあえて対象となることを入れる必要がなくなり、この文言を削るものです。なお、現在は津別町においても、また道内においてもこの措置によって通所している対象者はおりません。

では、議案のほうに戻っていただきたいと思えます。附則において、この条例は両条例とも平成 24 年 4 月 1 日より施行しようとするものです。

以上、改正の内容についてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第4号 津別町交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第4号津別町交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきますと思います。

今回の改正は、交通安全専任指導員の廃止と交通指導員の減員を主に、あと昭和44年の条例制定以来見直ししていない文言の整理等を行うものであります。専任指導員につきましては、最初昭和34年東京都で置かれました学童養護員、通称「緑のおばさん」を例にして全国的に倣ったもので、本町におきましても昭和48年の6月に条例を改正しまして、4月から1年任期で1人を委嘱してきたものです。平成19年の10月に当時委嘱されていた方が町外に転出されまして、その後、後任者を定められず今日に至っておりますが、厳しいなり手不足ということと児童数の減、道路設備交通安全設備の充実等から必要性が薄れてきており、費用対効果の面からも管内で現在置いている市町村が見受けられなくなった状況であることから、今回本町も廃止しようとするものであります。

また、指導員につきましては、条例上の定員が2年任期の30人であるのに対し、専任指導員と同様になり手不足、人口の減等から平成16年に28人、18年に23人、20年に20人、22年に19人の委嘱と年々減っているという状況です。規則で活汲、本岐、相生が各3人ずつとして、残り津別が21人ということになっておりますが、実際の配置状況は各地域が2人ずつ、残りの人数を津別市街地区で対応しているというのが現

在の状況であります。今回、この実際の数に合わせまして20人以内ということで改正しようとするものです。なお、今回の改正につきましては交通指導員の指導部長、副部長、さらに警察関係者等の皆さんにも意見を聞きまして承諾を得ているところであります。

それでは、新旧対照表によりまして条文ごとに内容を説明したいと思います。資料の14ページをお開きください。条例第1条につきましては、句読点の挿入と専任指導員を削る内容です。

第2条の改正内容につきましては、専任指導員を削るものと改正前に町長命令となっていました。それを町長の命というふうに変えまして句読点を入れるものであります。

第3条につきましては、第1項におきまして専任指導員を削るのと、指導員として委嘱する個人の要件、これまで本町に居住し人格高潔、身体強健であつてというものを削ろうとするものです。居住要件につきましては現在も企業等からの推薦も受けているような状況なのですが、なり手不足を考えますと、これを削ってもいいのではないかとということで削るものであります。また、人格高潔、身体強健のものをですが、交通指導に対して識見を有せば十分資格として耐え得るということから削るものであります。第2項、第3項につきましても専任指導員を削りまして、第3項の各号列記以外において解嘱という言葉なのですが、この字について文字を改めるものであります。

第4条の改正ですが、これは定員の規定です。第1項で専任指導員を削りまして指導員の人数を今まで30人ぴったしという形にしていますが、これを20人以内に改める内容であります。第2項以降、あと次のページの第5条については句読点の挿入です。なお、改正前の第4条第3項ですが、津別町長の指揮監督のもとにという表現がありますが、これは文章を削りまして指導部長の自主性がそのまま尊重されるような文言に改めようとするものであります。

さらに、専任指導員は廃止とすることから15ページの新旧対照表になるのですが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要になります。附則の第2項で改正しようとするものですが、内容的にはこの表の新旧対照

表にあるとおり、各職の報酬を定めている別表第 1 中の専任指導員の項を削るものがあります。

それでは、議案のほうにお戻りください。新旧対照表のほうで説明したものを改正条文として条文化したものです。改めて説明は省略しますが、附則について第 1 項として施行日を定めております。今年の 4 月から新しい交通指導員の任期となりますから 4 月 1 日施行とするものであります。附則第 2 項につきましては、先ほど新旧対照表で説明しました他の条例の改正内容を条文化したものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 説明を受けましたけども、検討課題としてちょっとお話ししておきますけども、専任指導員を配置して各費用弁償報酬をここに書いておりますけども、確か交通指導員は月、1 日、15 日に 2 回出動は決まっています年間 24 回、そのほかに各種行事等にやっぱり 7、8 回ぐらいで 30 回ぐらいは年間やっぱり出動があるのではないかなというふうに推察するのですけども、それを例えば指導部長 7 万円で割ると 1 回 2,000 円ちょっとぐらいにしかならないと。町の予算の資料の 59 ページに、各教育委員さんからいろいろ報酬、月額、年額、日額載っていますけどもこういうふうなバランスからいっても 1,000 日目標達成ということで施政方針にも書いていますけども、普段の出動の努力だとか交通啓蒙のあれからいくと、年額報酬については日額でも何でもいいのですけども、ちょっと増額改定の必要があるのではないかなということを感じますので、一言だけ申し上げておきます。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） 議員おっしゃるとおり実は全回数を数えますと 40 回を超えて、この前数えましたら 48 回まで数えることができました。もちろん全部が全部出るわけではないというのはあるのですけども、それを割りますと確かに随分安いという考えもあるかと思えます。ただ、交通指導という形ですので自分の家の近く、大体家の近くが多いのですけども、そこに出て約 1 時間程度をお願いしてというのが

実際です。そういう意味で管内の状況を見ましても本当に金額はまちまちで、どれが高い、安いかは、なかなか言えないところがあります。それで、指導員さんたちと話すときには、これはどうなんですかね高いのですかね、安いのですかねという話も実際にはするのですが、もう自分たちはボランティアのつもりでというのもありますし、もう一つは実際になり手不足とかそれよりも、出る回数とか金額のことではないということでも聞かされているところではあります。実際に報酬に関しては報酬審議会とか、そういうところで実際に変えるということになれば、その審議になるとと思いますが、現在管内的な状況を見たら高くもないし、極端に安いわけでもないということですので、今後検討する余地はあるかと思いますが、今のところ、今回につきましてはそれについては触らないで改正ということをお願いしているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 話で極端に安くはないというふうに、私は極端に安いのではないかなというふうに思っているのですが、結局、報酬を目的で協力しているわけでもないというふうには理解していますけども、ほかの各種委員さんを含めてどうなのか、とりあえず1年間以上の猶予がありますので、ちょっといろいろ検討をしたほうがいいのではないかなということだけ申し上げて終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいまのご指摘の内容を踏まえまして、今年の秋に特別職の報酬審議会を予定しておりますので、その中で今、月の委員報酬支払っている分と日と、それから交通指導員だけ年というふうになってはいますが、大体で月については実態に合っている、あるいはそれよりもちょっと低いかなというふうなことで、特に見直す必要がないかなということで、これまでの委員会の中では、そういうお話をいただいておりますけども、交通指導員の関係については今まで議論になったことがありませんし、今出された内容について関係課とも協議しながら秋に協議してみたいというふうに思っています。 若干お時間いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 15 分

再開 午後 1 時 16 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

ほかにございませんか。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） この設置条例の関連ですけども、先日、津別町の交通安全計画というのをいただいたのですけども、これをずっと読んでみますと交通安全指導員の設置条例とこのかわりについて、この安全計画には指導員のことは一つも載っていないということで、この安全計画というものと第 2 条の任務のところ書かれている関連で、やはり津別町でこういう計画書をつくっているのであれば指導員とのかかわりを、ここらあたりに条例上ある程度明記して指導員の立場を、この安全計画との整合性をとるのが望ましいのではないかというふうに思いますけども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） 議員のおっしゃいました交通安全計画につきましては、もともとのつくり方として道の安全計画に基づいて市町村が計画をつくるような法律の流れになっています。しかしながら議員のおっしゃることはもっともですので、今後の計画の中ではぜひ生かしていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第5号 津別町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課山田主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第5号 津別町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、介護予防事業についてうたっております国の地域支援事業実施要綱が改正になったのに合わせ、事業の対象者の名称の変更と、事業に係る手数料は介護保険法に定める介護報酬を基準に設定をしておりますが、平成24年4月1日からの介護報酬改定に伴い関連規定を改正しようとするものです。それでは、説明資料16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。介護予防事業として実施をしています通所型介護予防事業は、第4条第1号のアで介護予防特定高齢者として選定されたものとして事業の対象者を規定をしておりますが、今般、国の地域支援事業実施要綱が改正となり、介護予防特定高齢者が二次予防事業の対象者と名称変更がされたことから今回改正を行うものです。同様に2号の訪問型介護予防事業の対象者についても、二次予防事業の対象者に改めるものです。

次に、第5条に定めます利用定員及び利用回数等について、3号の生活援助員派遣事業につきましては、市町村が任意で事業を実施している事業で、対象につきましては要介護認定で非該当となったものの自力で家事などを行うのが困難な65歳以上の高齢者を対象にしており、利用回数は1人週2回までで、ホームヘルパーを派遣し家事支援を行う事業であります。また、自立を促すことを目的とする事業でありますこと

から、その時間帯等は対象者の状況に合わせて設定をしております。

17 ページの別表に定める手数料につきましては、介護保険法に定める介護報酬を基準として設定をしており、平成 24 年度介護報酬改定では、時間区分及び金額の改定が行われるのに伴い改正を行うものです。現行の 1 時間未満 263 円が、20 分以上 45 分未満 218 円に、1 時間以上 1 時間 30 分未満 334 円が、45 分以上 270 円に改正を行います。参考としまして平成 23 年は 1 人が年 4 回利用いたしました。現在は利用者はいないのが現状となっています。

では、議案のほうに戻っていただきまして、この条例は附則で平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上、改正の趣旨等について説明を申し上げましたので、よろしくご審議方お願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり。）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 6 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課山田主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第6号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

はじめに、今回の改正は提案理由でも申し上げましたが平成24年度から26年度を期間とする第5期介護保険事業計画におきまして、保険料率を第4期保険料率と同額とすることから、期間の変更を行うとともに、介護保険法施行令を改正する政令が公布され、第1号被保険者の負担軽減を図るため新たに所得段階が細分化されるに伴い、本町としましても負担能力に応じたきめ細かな所得段階の細分化を行うため、附則において必要な改正を行うものです。

具体的には第5期の介護保険事業計画につきましては、介護保険事業計画策定委員会の中で昨年6月から協議をいただき、計画素案はさきにパブリックコメントとして住民からの意見募集も行い、このたび協議が整ったことから町長に対して答申をいただいたところであります。計画書については、先般の所管の委員会でもあります産業福祉常任委員会におきましてご協議を申し上げたところ です。

それでは、基準保険料について説明資料の20ページで説明を申し上げたいと思います。20ページのほうをお開きお願いします。第5期介護保険事業計画の給付総額は上のほうの色がちょっと濃くなっておりますが3年間の給付総額14億3,200万円が見込まれまして、そのうち第1号被保険者が保険料として負担をすべき額は、給付費から1割の自己負担を引いた9割の額の20%であります2億5,776万円が必要となります。月額基準保険料2,800円で算定をしますと、3年間の保険料収入見込み額は1億9,804万円です。差し引き5,972万円が不足となります。この不足額を保険料に転嫁をしますと、月額3,503円の保険料となる金額となります。策定委員会の中ではこれらの数字を示しながらご協議をいただきましたが、昨今の取り巻く諸状況から住民の皆さんに新たな負担を求めるのではなく、現在9,600万円ほどある介護保険給付費準備基金からの繰り入れと、財政安定のため町も拠出をしている北海道の財政安定化基金からの繰り入れを行いながら現行保険料を据え置くという考えが示されまして、平成24年度から26年度の第5期保険料は現行どおり月額2,800円ということにいたしました。

なお、参考までに第4期保険料までの全道、全国平均の数値を載せていますが、厚生労働省では第4期全国平均の4,160円が第5期では5,000円を超える可能性があると言われております。近隣市町村の動向についてですが、まだ議会議決前で公表はしておりませんが、北見市が第4期の保険料4,300円から5,234円、網走市が4,150円から4,710円、紋別市は2,600円が3,700円に、美幌町は3,200円が3,700円、大空町は3,100円が4,000円といずれも引き上げが予定されると聞いており、津別町の基準額2,800円は管内で一番低くなるのではと予想をしているところです。

次に、保険料段階の見直しについてですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料は所得段階別に6段階の設定を行っております。第4期計画の際に第4段階に基準額の0.875になる月額2,450円、年額では2万9,400円の特例を設けましたが、今回の改正ではこの第4段階の特例の継続とあわせ、新たに第3段階にも基準額の0.625になる月額1,750円、年額で2万1,000円の特例を設けることで、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定を行うものです。

それでは、条文の説明をさせていただきますので、同じ説明資料の18ページ、19ページの新旧対照表をごらん願います。改正前、第2条の保険料率についてですが、平成21年度から平成23年度を改正後、平成24年度から26年度に改めます。

次に、附則として施行期日は平成24年4月1日から施行をします。また、第2条は保険料率の適用区分をうたい、第3条では先ほど申し上げました所得段階別保険料の特例をうたっており、第1項では19ページになりますが年額保険料2万1,000円ということで新設をされます第3段階の特例になります。また、次の第2項の年額保険料2万9,400円は第4段階の特例のことで、第4計画に引き続き軽減ができるようにするものです。

以上、内容の説明を申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第11 議案第7号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第7号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより公営住宅法が改正され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

公営住宅法につきましては、改正前は入居要件としまして現に同居し又は同居しようとする親族があることとなっておりまして、例外として通常特例入居と言われます高齢者や障がい者など、特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定められているものが単身で入居できるようになっておりました。また、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域の場合、津別町はここに該当しますが、公営住宅法の附則によりまして特例入居者以外の一般入居者の単身者でも公営住宅に入居できるというふうになっておりました。それが今回の改正によりまして、同居親族要件が廃止さ

れ、単身者の入居について一定の制限が必要な場合は条例において措置する必要があると、そういうふうにしたところでもあります。これにつきまして、津別町としましては高齢者それから障がい者など、特に居住の安定を図る必要があるものについて民間住宅への入居が困難な社会的状況があること、単身者の入居が可能になることにより高齢者等の住宅に困窮している方の世帯に対する入居機会が狭められるということ、それから、単身者用の住宅が整備されていること、それから同居要件等の有無は住宅の困窮度合いを図る上で重要な要件でありますので、こういった点から町としましては同居要件については法律ではなくなりましたが、これまでどおりあったほうがよいという判断をいたしまして、同様に特例入居についても同じ判断をしたところでもあります。また、附則により入居が認められてきました一般単身者についても、津別町は民間住宅が少なく単身者においても住宅の確保が難しいと、それから若者の流出の防止と、こういった観点から現行の取り扱いを後退させることなくすることのほうがよいのではないかと、それから単身者用住宅の整備がされていること、それから制限がない場合、単身者の制限がない場合に、例えば3DKに単身で入居するような住宅規模と入居人数の状況が合わないような状況が想定されますことから、特例入居者が入居できる住宅の規模を定めた現行制度と同様に一般単身者についても定めることとしたものでございます。

では、改正の具体的な内容について説明いたしますので、説明資料の21ページをごらんになっていただきたいと思っております。最初に第6条第1項です。「として政令第6条第1項で定める者」について、これは政令の引用条文が廃止されたために削除し、次条第2項においては条例の改正により次条以降に老人等の文言が出てまいりますので、以下に変更をするものであります。同じく、第6号第1項中の「及び第3号」を「から第4号」に、「第3号」の後に「第4号」を加えますのは、これは平成21年に条例改正されました暴力団の関係の入居制限でございますが、これについて整理を行ったものでございます。条例第6条第1項第2号のアにつきましては、「その他の政令第6条第4項に定める場合」を、「その他の特に居住の安定を図る必要がある者である場合」に変更し、「政令第6条第5項第1項に規定する金額」を「214,000円」に改正するものです。次のページ22ページになります。イにつきましては、「政令第6条第5項第

2号に規定する金額」を「214,000円」に、括弧書きとしまして「当該被災発生の日から3年を経過した後は、158,000円」に改正するものです。ウについても同じく引用条文を「158,000円」とするものでございます。

これらの条文につきましては、いずれも法の改正によりまして廃止されましたことから、新たに条例で規定する必要性が生じたもので、具体的な金額につきましては改正前の公営住宅法施行令にあった金額を採用しております。ただ、この金額は1年間の経過措置に基づくものでございまして、平成25年3月31日までに国の基準を参酌して新しい収入基準を条例でつくる必要がありますので、その点お含みおきをお願いしたいと思います。

続きまして、条例第6条第2項から23ページの第3項まで、これは新たに条文を追加するものです。条例第6条第1項に定められています老人、身体障がい者等その他特に入居の安定を図る必要があるものについては、政令第6条第1項で定めるものとされておりまして、法改正により引用条文が削除されましたことから、条例においてこの部分を定める必要性が生じたものです。このため第6条第2項としまして、老人等に該当するものについて定めたものでございます。1号60歳以上のものから8号、これはいわゆるDVの被害者になっておりますが、1から8まで定めております。この内容につきましては、これまで引用しておりました政令と同じ内容で条文を追加しております。第3項につきましては、条例第6条第2項の但し書きに規定するものです。これを判断するための調査に関する条文となりますが、これについても、これまで引用しておりました政令と同じ内容で追加をしているものでございます。

次の24ページの第7条第1項、第2項については、条例の改正により引用条項が変わりますので、それを整理しましたほか、「及び第3号」を「から第4号」に改正するのは先に説明しました第6条第1項と同じ理由によるものです。第3項は、一般単身者の入居について定めたもので、新たに条文を加えるものです。先に申し上げましたとおり、規則の定める規模の町営住宅に申し込んだ場合は、同居要件を具備した者とみなすということで、これまで附則で取り扱っておりました一般単身者の入居を第7条で取り扱うことといたしました。このため附則第7条、これを削ることになります。

議案のほうにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成24年4

月1日から施行しようとするものでございます。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第8号 津別町立へき地保育所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課石川主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第8号 津別町へき地保育所条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成15年3月定例会において議決いただいた改正条例の附則において、定員の弾力化により定員の15%まで増員できるよう入所範囲の特例を設け定員を上回った場合対応してきましたが、平成22年4月から定員の15%までの増員の制度が改正され、地域の実情に合わせ児童福祉施設最低基準を満たす範囲内であれば、定数

以上受け入れることが可能となりましたので、関係条文の一部を改正しようとするものであります。ただし、入所の特例でございますので2年連続定数を超える場合は定員数の見直しが必要になってくるというものであります。これによりまして最大64名の受け入れが可能となります。

説明資料25ページをお開きください。従来は改正条文の附則ということで入所の範囲の特例を記載しておりましたが、本来へき地保育所条例の附則とするべきものだというので、今回附則の下に施行期日を入れ、入所範囲の特例として「第4条の規定にかかわらず定員を超えて入所させることができる児童数は、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内とする。」というふうに改正するものでございます。その下のほうに現在の保育所の入所申し込み状況を記載してございますが、津別保育所につきましては、64名の申し込みがございまして、2歳児未満につきましては9人、活汲保育所につきましては5名、本岐保育所につきましては7名ということでございます。

議案に戻っていただきまして、議案につきましては以上説明したことにつきまして改正条文として整理したものでございます。施行日は24年4月1日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 政府の保育所の定員については、実態に合わせるというか待機者の数に合わせるような形でどんどん増やしてきているのですが、うちの場合、津別町の場合もこのように24年2月ですから、現在64人の申込者があるということで、この規定に沿って割り増しをするということなのでしょうけれども、子どもたちの遊び場であったり生活の場、そういうところでこういうふうに割り増しをして子どもたちに窮屈だとか、トラブルの原因になるとかというようなことは予想しにくいということなのであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、どうなのでしょうかそのあたり。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課石川主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） この最低基準を満たす範囲内というのは、現在定

められています1人当たりの面積、1.98 ですから教室の面積を 1.98 で割りましたら最大 64 名まで受け入れられるということでございます。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 最大 64 名まで受け入れることは可能であるということであって、現実には申込者が 64 人いるということではないことなのですか。可能であるということで、あれなのですが、幾らでも条例さえ変えればぎゅうぎゅう詰め、都会の民間の保育所というか何かがそういうことをやっているということの問題にはなっていると思うのです。そういう 1.98 平米というのが、本当に子どもたちの毎日の暮らしの中で適当なのかどうなのかというあたりをどう判断というか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけど。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課石川主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 非常に判断が難しいかもしれませんが、基本的に国が定めている最低基準、1人当たり 1.98 ということですから、それにつきましては可能というふうに判断してございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 先ほども説明資料の中で説明しましたが、現在 64 名申し込みがきてございます。これにつきましては受入可能と考えていますが、今後 4 月に向けて転出入がございまして、これを超えますと活汲保育所、本岐保育所等、そちらのほうに行っていただくような形になるかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 考え方は今分かったのですが、できるだけ子どもは伸び伸び、そして一番活発に動く時期ですよ、2 歳以上ということになると体を動かしたり友達とけんかしたり、いろんなことをするという中ではやっぱり 1.98 平米とこの国の基準そのものが私は少ないんじゃないかというふうに思っているものから、それを最低基準として、それに合わせて受け入れる、受け入れることには私は反対ではないのですが、やはりそういう環境で守るという形で可能であれば本岐や活汲に受け入れをお願いするというような形が一番子どもたちにとってはいいかもしれ

ない。親にとっては大変かもしれませんが、そういうことであまりぎちぎちとした暑苦しい中で、本当にぎちぎちとした狭苦しいやり方というのは私は好ましくないというふうに思っているのです、その辺ご考慮いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ご指摘のとおり、もともとそんなに広い場所ではありませんので、64人という数字が余裕を持って保育できる環境かどうかというのは非常に懸念はされる場所ですけれども、ただ、議員ご指摘のとおり親の事情というのもありまして、かつて定員がはみ出まして活潑ですとか行ってもらったということがありましたけれども、やはり相当不満が出たと言いますか、そういうことがありましたので、今回たまたま15%の枠ですと58人程度にしかありませんので、たまたま厚生労働省の基準がこういうふうに緩和されているということで、まずそこを改正させていただいて、その広さの問題についてはいろいろあるかもしれませんが、運営の中で子どもたちが伸び伸び伸び伸び育てられるように委託先の社会福祉協議会とも連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思うのと、そういうこともあって、1日も早く新しい保育施設についてはつくりたいというふうに考えていますので、そういうことでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今話の中で64人ということで、仮に65とか何かになると親の負担、活潑に行くのか本岐に行くのかというのがあります、現実に行っていた方というのははみ出たのではなくて、ちょっと障がいとかそういうのがあって前には行っていたと聞いているのですけれども、そのときに何というのか当然津別保育所に行く人が活潑だとか本岐に行く場合も、それは親の責任で子どもを送っていくというふうな形になるのか、どうしても定員を超えてしまったので何らかの方法を講ずるとか、そういうことも考えられているのかどうかだけ聞きたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 以前の例につきましては、健常な子どもさんですて、障がいを持ってられたお子さんではなくて、あくまでも定員を超えたので、もしよけ

れば活潑のほうに入れますということで、活潑か本岐かということで、そしたら活潑に行かせてもらいますということだったので、そのときには当然交通手段については親御さんの負担ということで了解をいただきましたけれども、今後においても今そういうまだ仕組みが十分できていませんので、同じような形で親御さんの負担をお願いするということになるというふうに思います。

ただ、活潑も5キロ、6キロぐらいの範囲ですので、道路も国道でしっかりしていますのでそんなに、ただ朝の5分、10分というのは非常に大きいというのはわかるのですけれども、その辺を理解いただきながら、そのような形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） そのことはわかりました。2歳未満児のときの9から12になるときの、そのときも1人当たり何平米とかということだったのですが、実際にいくとなかなかそんな算数で割り算するようなことにはいかないということなので、さっき課長がおっしゃったように新しいこども園とか、そういうようなことを考えられているということなので、それはそれでいいのですが、それが遅れると、やっぱり保育サービスというのは、そこを目標にして続けていることが多いので、なかなか十分な本当に津別町が子育てに施設も人も十分かということは、なかなか難しいかなというふうに思うのです。逐一見たり、あるいはうんとはみ出たときの対応というのは早くとったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っていますので、上手に振り分けるとか、そういうふうなことをして、やっぱり狭いとさっき言ったように、子どもが伸び伸びとか、いろんなところに影響してくると思うのです。狭い所で保育される人と、それからもうちょっと広い環境の中で自由に遊ぶというのは、そのときには問題ないかもしれないけど、ぎゅうぎゅうで一年間経過したとか、そういうようなところで何らかの影響というのものもあるみたいなので、線引きをうまくやって子どもたちに影響のないように配慮していただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 言われることは十分理解はしているのですが、与えられたスペースの中で、国のほうのそういう基準がありますので、それはあくま

でも数字の上でのことですので、その部分につきましては先ほどの繰り返しの答弁になりますけども、委託先の社会福祉協議会等を含めて、今回は64名の部分については当然事前に現場の保育士さんたちにもいろいろ話をしました。それでこれについては何とか受け入れはできますということでしたので、そういうこともあって今回このような改正ということをお願いをしています。それで、当然子どもの健全な発育ということを考えれば本当に今の環境じゃなくて新しい所で、広い所で伸び伸びというのが一番ふさわしいのかなというふうに思いますので、これからもいろんな意味で努力してまいりますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程されました議案第9号 北海道市町村総合

事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

説明資料はございません。最初に組合の設置目的ですが、北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員及び非常勤職員などの公務災害による補償等に関する事務を共同処理している組織であります。規約変更の理由は、提案理由で申し上げましたとおり上砂川町が本年4月から構成団体であります砂川地区広域消防組合に加入することによる規約の一部変更で、変更内容は、別表第2の1から7の項中、これは構成団体として列記している表でありますけれども、その中の上砂川町を削るものであります。附則ですが、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第10号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいま上程となりました議案第10号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての説明をいたします。

提案理由にもありましたように平成22年12月定例議会において、津別町過疎地域自立促進市町村計画の議決をいただきましたが、今般過疎地域自立促進特別事業分といたしまして3件の追加をお願いするものでございます。

本日の議案の裏面をごらんください。今回追加する事業につきましては、変更前と変更後について掲載しております。3つございます。追加する事業の1つ目ですが、教育委員会が実施しております津別高校生を海外に派遣する青少年海外研修事業であります。津別高校生を対象に海外へ派遣しホームステイなどをおして同世代の交流や、異なる社会文化を体験し国際的な視野を広げてもらおうということで、次代の担い手であります高校生の育成を図ることを目的に実施しておりますが、本事業を過疎計画の特別事業分として追加するものであります。

次に、新規事業であります環境基本計画等策定業務であります。津別町ではごみの分別、森林資源活用、オーガニック牛乳や野菜、バイオマス発電施設の整備など、多面においてさまざまな環境に関連した施策を展開してきましたが、今後これらの施策の課題を整理し、諸施策を有機的に結びつけ地域資源をさらに向上させる取り組みを行うため、基本計画を策定する必要があることから本事業を過疎計画に追加するものであります。

もう1つの事業は、津別高校振興対策事業であります。津別高校の入学者が減少したときから、津別高等学校振興対策協議会と連携しながらバス通学費の補助、制服、教科書購入の助成などを行ってきましたが、残念なことに平成24年度からは1間口となり地域キャンパス校になることが決まりました。しかし、地域キャンパス校となったものの時代を担う高校生の育成は重要なことでありますし、地域の教育振興の観点からも引き続き対策を行っていきたいと考え、過疎計画に追加するものであります。

説明資料の26ページをごらんください。今回、追加と変更する事業及び事業費について、変更前と変更後について掲載しております。まず追加分3件ですが、区分2、

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、青少年海外研修事業については、平成 23 年度から計上し、事業費 1,280 万円とします。区分の 3、生活環境の整備、環境基本計画等作成業務は 24 年、25 年の 2 か年で 1,050 万円。1 つ飛びまして区分 6、教育の振興、津別高校振興対策事業は、平成 23 年度からとして 7,193 万 1,000 円となっております。1 つ戻りまして、変更分といたしまして 1 件ございます。区分の 5、医療の確保で、津別病院に対して助成しています地域医療維持助成事業についての事業費の変更であります。昨年 6 月議会にも提案されましたが、診療報酬、介護報酬の改定により一般病棟入院基本料 15 対 1 の配置基準が 10 対 1 という基準を満たすため、新たに看護師の採用等が必要となり、平成 24 年度においても平成 23 年同様に 5,000 万円を 7,000 万円に増加する変更であります。

以上の事業の財源として過疎債の充当を予定しているものとして、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更をお願いするものであります。

以上、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでありますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） ちょっと 1 点お伺いをしたいわけですが、医療確保の関係ですが、事業内容の中に毎年 5,000 万円の助成を行い医療機器の充実整備等と書かれてあるわけですが、金額が入っているわけですが、過去はずっと 5,000 万円まで来て、23 年、24 年には 7,000 万円になるということなのですが、この金額というのはちようさなくてもいいのでしょうか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） とりあえずその 7,000 万円にしたのは、津別病院からの要望を受けて増額をしたところでございますけれども、ここの変更については、総額から見て 20%を超えておりませんので、一般的な軽微な変更にあたる計画変更になります。よって、今後とも、例えば 25 年度に、例えば 2,000 万円また増額するだとかという形になったとしても、これは重大な変更ではありませんので、知事の事前協

議が必要でない変更となります。よって、うちの町の取り扱いとしては、それは重大な変更であろうとも軽微な変更であろうとも、議決変更をしておりますので、そういった面で今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

すみません、ちゃんと立っていただきたいと思います。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 3 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 11 号 平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 11 号 平成 23 年度一般会計補正予算（第 6 号）につきまして説明いたします。

それでは各条項をごらんください。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1,098 万 5,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 53 億 2,576 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、今回の補正では事業精査と事業完了によるものがありますので、極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので 10 ページから 11 ページをお開きください。総務費、総務管理費、一般管理費、下段の地域情報化経費、11 節需用費、修繕料につきましては、平成 23 年 9 月に補正いたしましたテレビ中継局予備電源故障修理について、その費用を保守点検業者が負担することとなったことから 94 万 5,000 円の減額補正をお願いするものです。次のページをお開きください。財政管理費、公共施設等整備基金積立金は、次年度のまちなか団地建設整備事業に対する社会資本整備総合交付金の年度間調整分及び利息積み立ての精査と、将来の公共施設整備のため 5,498 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。地域振興費、町営バス運行費、町営バス維持管理経費の 11 節需用費は、車両用燃料として 25 万 5,000 円、19 節負担金補助及び交付金は、北海道北見バス株式会社に対する地方バス生活路線運行費の負担額精査により 28 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、企画総務費、次のページをお開きください。地域振興基金積立金は、船橋津別青少年交流協会様からの寄附金及び利息積み立ての精査として 3 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。次の企画振興費、ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税制度における 2 件分の寄附金として 15 万円の増額補正をお願いするものであります。

次のページをお開きください。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、重度心身障

害者医療費助成経費は、扶助費の精査により減額補正をお願いするものであります。次の介護保険事業特別会計繰出金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修分を主なものとして 31 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、社会福祉施設費、共和集会施設管理経費、18 節備品購入費は、音響施設、カラオケの購入を主なものとして 35 万 3,000 円の増額補正をお願いするものです。次の老人福祉費、次のページをお開きください。老人福祉扶助費等は、扶助費の精査により減額補正をお願いするものです。次の要援護高齢者等支援事業は、通院等交通費助成の実績増加に伴い増額補正をお願いするものです。

次に、26 ページから 27 ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、農業経営基盤強化資金利子補給は、新規借り入れに伴う対象者の増により増額補正をお願いするものです。次に、地域バイオマス利活用事業及び次の鳥獣被害防止総合対策事業は、事業精査によりそれぞれ減額補正をお願いするものです。次の個別所得補償制度推進事業は、新たな法人設立に対する補助金として増額補正をお願いするものです。

次に、30 ページから 31 ページをお開きください。林業費、公有林費、町有林整備事業は、事業精査により減額補正をお願いするものです。

次に、34 ページから 35 ページをお開きください。土木費の道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路除排雪経費は、今後の除排雪を見込み除雪委託路線、排雪ダンプ借り上げ料を見込み増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。住宅費、住宅管理費、町営住宅整備事業は、事業精査により減額補正、町営住宅管理経費の除排雪経費は、今後の除排雪を見込み増額補正をお願いするものです。次に、住宅建設費、まちなか団地建設整備事業は、事業精査により減額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。教育費、教育総務費、義務教育振興費、義務教育振興事業経費は、19 節負担金補助及び交付金の負担金、中体連学校行事等において活潑小中学校、全国小中学校全日本リコーダーコンテスト参加負担金として増額補正をお願いするものです。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。社会教育費、社会教育振興費、少

年期振興経費は、事業精査により減額補正をお願いするものです。下段の芸術文化振興経費は、19 節負担金補助及び交付金の負担金において、日フィルセミナー・コンサート事業の増額補正、補助金において町民芸術劇場の減額補正をお願いするものであります。

それでは歳入にお戻りください。4 ページ、5 ページをお開き願います。町税、町民税、法人税は、歳入見込み精査により 1,717 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の分担金及び負担金、分担金、農林業費分担金、鹿侵入防止柵整備事業受益者分担金は、精査により減額補正をお願いするものであります。

次の使用料及び手数料、使用料、総務使用料は、町営バス運賃収入の精査により減額補正をお願いするものです。

次の国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、子ども手当の精査により増額補正をお願いするものであります。

次の国庫補助金、総務費国庫補助金は、ふるさと定住促進事業。

次の農林業費国庫補助金、林業費国庫補助金は、木質ペレットストーブ導入支援事業。次の商工費国庫補助金、商工総務費国庫補助金は、太陽光発電システム導入支援事業。次の土木費国庫補助金、住宅費国庫補助金は、まちなか団地建設整備事業及び特定公共賃貸住宅建設整備事業等に対する社会資本整備総合交付金の事業精査により、それぞれ増額補正をお願いするものであります。なお、住宅費国庫補助金につきましては、次年度実施分のまちなか団地建設整備事業に係る年度間調整分が含まれております。

次の教育費国庫補助金、教育費国庫補助金、中学校就学援助費は精査による増額補正、へき地児童生徒援助費等補助金は、補助金額確定により減額補正をお願いするものです。

次に、下段の道支出金、道補助金、総務費道補助金、総務費道補助金、地域生活バス路線維持費補助は、補助金額の確定に伴い増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。農林業費道補助金、農業費道補助金、戸別所得補償制度推進事業は、歳出で説明しました新規法人設立に対する補助金として増額補正を

お願いするものであります。

地域づくり総合交付金は、木質ペレット製品、保管庫整備事業の補助金額確定により減額補正をお願いするものです。

次に、道委託金、民生費道委託金、民生費道委託金は、福祉事務所を設置していない町村を対象に3年ごとに実施される地域児童福祉事業等調査として増額補正をお願いするものであります。

次に、財産収入、財産売払収入、生産品売払収入、素材売払収入は、皆伐及び間伐売払収入の確定により増額補正をお願いするものであります。

次の寄附金、寄附金、総務費寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金2件分として増額補正をお願いするものです。

次のページをお開きください。教育費寄附金は、船橋津別青少年交流協会様からの指定寄附として増額補正をお願いするものです。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金は、町営住宅整備事業の豊永団地屋根外壁張り替え改修工事の確定により減額補正をお願いするものです。次の地域振興基金繰入金は、青少年海外研修事業の確定及び過疎債のソフト事業として適債となったことから減額補正をお願いするものです。次の福祉基金繰入金は、要援護高齢者等支援事業の精査により増額補正をお願いするものです。

次の諸収入、雑入、雑入、雑入、事故共済金は福祉バス1件、建設機械2件、庁舎屋根からの落雪事項による車両損傷1件の事故共済金として、次の建物共済金は、光ケーブルの落雷事故の共済金として、道道津別陸別線支障物件移転補償費は道道改良工事に伴う鹿進入防止柵の移転補償として、その他は情報通信施設の修繕に伴う補修費を主なものとして、それぞれ増額補正をお願いするものです。

次の町債、町債、土木債は、公営住宅建設事業の確定により減額補正、教育債の津別高校振興対策事業、青少年海外研修事業は、過疎債のソフト事業として適債となったことから増額補正をお願いするものです。

それでは、各条項にお戻りください。第1条第2項の第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条の第2表、債務負担行為の補正は農業経営基盤強化資金、新規参入者支援事業及び大家畜特別支援資金において、それぞれ1件の新規借入れによりまして期間及び限度額の補正をお願いするものであります。

第3条の第3表、地方債の補正は1の追加は歳入予算に説明しました津別高校振興対策事業として限度額1,300万円、青少年海外研修事業として限度額200万円をそれぞれ追加し、総限度額を6億1,985万9,000円の補正をお願いするものです。

2の変更につきましては、公営住宅建設事業の額の確定によりまして、この事業の限度額を1,440万円減額し、補正後の総限度額を6億545万9,000円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まず、歳入のほうからお聞きしたいと思います。歳入の7ページ、15節の財産収入の利子及び配当金のところの関連ですけれども、それぞれ基金利息が1,000円、1,000円というふうになっております。これは利息の精査だと思っておりますけれども、基金の額の大小にかかわらず全部1,000円という、その形状についてどういうことになっているのか、まずお聞きをしたいと思っております。

歳出の11ページ、総務費でございますけれども、総務費の給与費、この中で給料のところでは一般職5万7,000円増額しておりますけれども、12月に14万9,000円ほど減額しております。これはどういう関係で今回増額になったのかお聞きをしたいと。

それから時間外についても同じです。12月に60万円補正増額しております。今回また60万円という形で、これについてどういうことでこの60万円がまた増額になったのかお聞きをしたいと。

次のページ、13ページの財産管理費でございますが、暖房用の燃料42万4,000円補正をしております。これは例年大体見込み額を予算措置のときに過去の実績含めて予算計上をしていると思っておりますが、なぜ42万4,000円増えたのかお聞きをしたいと思っております。

次に、27ページの地域バイオマス利活用事業についてお聞きをしたいと思っております。

昨年の11月、火災事故により復旧工事が行われて、過日完了したということで精算おこなわれているところです。この関係につきまして財源内訳は、この復旧の財源内訳について今回恐らく出ていないというふうに思われますけども、この財源内訳の変更、これは12月に補正をかけていますけども、そのときは一般財源で全部組んでいるという関連から、なぜこの3月にこの財源内訳、全く一般財源でいくのか、保険料が多分入ってくると思われますので、保険料がどういうことに今段階的になっているのか、または、行政報告でもあったとおりの12月の行政報告と違った形で今報告を受けております。この関連からすると、組合側の負担がどうなるのか、町の負担がどうなるのか、それあたりについてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、同じ27ページの鹿柵の問題ですけども、これは当初予算で1億3,000万ほど組んでおります。延長25キロというふうに当初予算組んでおりますけども、12月の2,650万ほど減額して、このたびまた減額をしていると。かなり5,000万以上減額になっているわけですが、当初の見込みと今回のやった5,000万以上減額になった関連について、どういうことになったのかお聞きをしたいと思います。

それから、31ページの上の段にあります木質ペレットストーブの関連についてお聞きをしたいと思います。当初予算の説明では6台、それで110万組んでおります。今回53万もう既に減額をするというふうになっておりますけども、いち早くこの53万を今時点で減額した事由と、当初6件ということで見込んでいたのですが、このあたりの普及に向けてのそれぞれの担当の対応について、この1年がどうであったのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、同じ31ページの町有林整備事業、13節の委託料でございますが、担当の財政主幹は事業精査ということで減額ということになっておりますけども、特に間伐事業について当初予算で723万6,000円、面積にして57.9ヘクタールをやるというふうに当初予算で考えられていたようですが、今回半分以下を減額をするということで計上されておりますが、恐らくこれは整備計画にのっとって町有林整備については進められているかと思えます。この間伐事業について、なぜ半分以上も減るような形になったのかお伺いをしたいと思います。

同じく、町有林の境界線の標示については数年前から年次計画を持ってやられてい

るようなのですが、これについても当初予算 39 万 8,000 円が今回 27 万減額して大幅に減額されていると。これは必要でなかったのか、やらなかったのかどうかわかりませんが、これについてお伺いをしたいと思います。

最後に、35 ページの土木費の道路橋梁維持関係ですけれども、35 ページの下のほうの賃金について 220 万 3,000 円減額されておりますが、これは作業員がどうなったのかわかりませんが大幅に減額されております。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 会計課長。

○会計課長（酒井 操君） 7 ページの利子及び配当金の関係についてお尋ねがございましたのでご答弁申し上げたいと思います。この利子及び配当金の関係につきましては、今ご案内の基金等に係る利子でございますけれども、12 月の段階でも一部補正をさせていただいておりましたけれども、この利子補給の積算の段階で今年度、23 年度につきましては2月がうるう年にかかわるということで積算時、1 年を 366 日ということでの金利計算をさせていただいておりました。これにつきましては金融機関の担当ともちょっと話をしながら確認をとってきたわけでございますけど、先般 23 日がちょうど満期になるということで計算書が到達いたしまして、その際に私どもの積算した数字との差異があるということで金融機関に確認しましたところ、366 日は1年なわけですけれども、基準金利の計算については分母が 365 日ということで計算されるということになりまして、1 日分多く預託をしたということから、これに係る金利といたしまして 1,000 円に満たない額でございますけれども予算計上上 1,000 円ということでそれぞれ補正をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 給与費の関係についてお答えいたします。まず、一般職給の 5 万 7,000 円の関係でありますけれども、これはほかの科目にも出てまいりますが、今回 1 月で昇給する職員、その関係の分であります。他の共済費、それから退職手当に関する負担金の関係ですけれども、それについても 1 月の昇給に伴う増の対応ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、時間外の関係につきましては、これは一般管理費 60 万円、土木総務費 20

万、それから道路橋梁総務費 20 万ということで、先ほど財政主幹のほうから申し上げましたとおり今後の除雪に対応するためということで、当初 4 % 枠の中には除雪は入っておりませんので、そういった部分を見込んだ分、それから一般管理費での 60 万円につきましては、4 年ぶりの機構改革を行うということで、それに備えた準備事務ということで予算を計上させていただいております。

時間外につきましては、再三ご指摘がありますことから、抑制に努めてきているところであります。今年度につきましては、まだ 2 月段階ではありますけれども例年 3 月分を見込んだとしても例年よりも下回る数字で収まるのではないかと、総額の絶対量というか職員が減っていきまして分母となる 4 % に掛ける基準値が減っていきますので、去年例えば 1,800 万当初あったのが、今年同じ人数でも例えば職員が入れ替わることによって高い給与の人がやめて安い給料の人が入ることによって分母が低くなるというようなことがありますので、かなり 4 %、4 % でいくと厳しい状況にはあるのですが、何とか範囲を大きく超えない中で努力してもらっているということについてご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 先ほどお尋ねのありました 13 ページ、財産管理費の燃料の関係でございます。当初、燃料、庁舎等維持管理経費でございますので、本庁舎の部分とあと林業研修会館、議場の関係、それぞれ灯油、A 重油、ペレット、あと若干プロパンもありますけれども、その辺の予算計上になっております。23 年度執行する中で、おおむねそれぞれの燃料に関しては予定どおり推移しておりますけれども、若干 A 重油、ペレットについて少し動きがありまして、実は、暮れの火災の関係のペレットの関係で、若干その時期にペレットが若干入らなかったということで A 重油が増えているという関係がございます。A 重油に関しましては、当初庁舎と林研の双方で 1 万 5,580 リッターを予算としてみております。それがまだ予定でございますけれども、今重油等を入れた中では 2 万 1,000 リッターほどになります。この部分がちょっと増えてございます。逆にペレットのほう下がっているような状況がございます。総体で年度、庁舎含めまして林研その他含めまして執行見込みということで 42 万 4,000 円の増額補正を今回お願いしている内容でございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 私のほうから 27 ページですけれども、地域バイオマスの利活用事業の関係です。議員の質問、保険の関係の内容、それから組合の負担割合等についてということであります。保険につきましては、12 月の段階でもご説明申し上げましたけれども、機械、電気につきましては 100%加入をしております。建物については 20%の加入ということで、今回工事が完了いたしまして全体の事業費で申し上げますと 5,237 万 4,000 円の総体の事業費がかかっております。このうち建物に係る分が 819 万ございまして、これが仮に共済 2 割という形になりますと、一般財源の対応分として 655 万 2,000 円が一般財源の対応になるかというふうに考えております。ただ、共済につきましては、まだ額の確定をしておりません。共済組合のほうからは 3 月上旬に現地の確認をしたいという話もちよっときておまして、その日程がまだ確定しておりませんので、その額がまだ正式に出せない状況にございます。先般の委員会、私どもの所管の産業福祉のほうでも協議をさせていただきましたけれども、仮に建物が 2 割の部分、それから機械、電気が 100%保険で対応になるという場合には先ほど申しあげました 655 万 2,000 円が一般財源の持ち出しになると。これのほかに一次破砕機がこれは保険に入っておりませんが、一部修理が必要ということで 79 万 8,000 円、これは今の時点では見込み額になっておりますけれども、これを合わせまして一般財源の対応額といたしまして 735 万が実質一般財源対応をせざるを得ない額かなというふうに今のところ考えております。これの負担割合でございますけれども、先般の委員会でも町 5 割、組合 5 割という形で折半をしたいということで協議をさせていただいたところです。今回、予算のほうに歳入の部分の載せていないということで、保険のほうの額が確定をしていないという段階で、実質組合のほうから負担をいただくということになれば損害賠償の額を定めてという形になるというふうに思いますので、その額が今定められない状況にありますので、保険の額が確定した段階で 5 月の専決で処理をさせていただきたいと、その時点でまた協議をさせていただきたいというふうに考えているところです。

次の鳥獣害被害防止対策事業、鹿柵の部分でございますけれども、当初 25 キロの 1

億 3,000 万、事業費ベースで言いますと 1 億 3,000 万という形で予算計上をさせていただきました。これが国の予算の配分で、当初これ事業費ベースで言いますと 7,700 万ほどの事業費枠がつかしました。昨年 22 年度の事業もそうなのですが 12 月、1 月段階で大体全道的な事業が終了します。その中で執行残が出た段階において、22 年度についてはすべてかどうかあれですけれども、津別のほうに大分配分をしていただきました。というのは、うちは事業整備、当初全体で 55 キロであります。そして 22 年度につきましては 8.8 キロしか実施ができていないと。そして今回も実は 23 年、25 キロを要望しているのですけれども、実績で 16.6 キロしかできていないということで、全道的な執行残が出れば、うちとしては受ける用意がありますということで、12 月時点でおおむねの額は確定していましたから、そこで全額落としてしまいますと執行残を受けたときにまた補正をしなきゃならないということで、ちょっと見込みが甘かったのでありますけれども、事業費ベースで 2,500 万ほど残しておりました。ただ実際的には執行残があまり出なかったということで本当にわずかですけれど 40 万 5,000 円の分を配分をいただきまして 300 メートルほど追加してやりましたけれども、その程度しかつかかなかったということで、今回最終精査ということで落とさせていただいたということであります。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいまご質問いただきました 31 ページ、ペレットストーブの関係ですけれども、当初 6 台分ということで予算を計上していたわけですが、今回 53 万減額ということにさせていただいております。実績としては現在 1 台、今年度 1 台の導入にとどまっております。中身というか内容については、これは今年も各建設業者等にも住宅を新築した際、あるいは従来の今の既存の家に住んでいる方についても、この部分の導入についてなるべく P R をして導入を促進していきたいというふうに考えていたわけですが、実際のところは 1 台ということでとどまっております。新年度予算の部分についても、このような状況をもう少し打開したいなと思ひまして事業の拡充等も計画をしておりますけれども、P R と言いますか、実際に購入した人たちのアンケート調査を見ても、ちょっと価格が高いというようなこともあって、また、導入した後の今現状では何というか日常のメンテナンスと言ひ

ますか掃除等に手間がかかるというようなこともあって、なかなか普及していないというのが現状でありますけれども、新年度に向けては、さらに導入について努力をしていきたいというふうに考えております。

それと町有林の関係ですけれども、間伐事業の減額の部分であります。これはおっしゃられるとおり 300 万ほど減額をしておりますけれども、これは積算の段階で燃料費を見るわけですけれども、重機を使ってやる作業が主なものになるわけですけれども、その燃料代をちょっと多めに計上しているということも事実であります。委託するときに積算の部分でこれが下回ってしまうとちょっと大変なことになりますので、少し多めに計上していただくということの結果として、このような形で減額になっているということでもあります。

それと町有林の境界の関係ですが、これについては春先、人材活用センターの方々と一緒に回っているわけですけれども、当初予定していた予算計上の段階で想定したよりも実際現場へ行って測量した段階で効率的に回れたということがあります。それと、もう一つ要因としては、この境界測量は一般的にはほかの町有林の作業と合間でやるわけですけれども、ちょっとほかの業務が立て込んでいたということもあって、ちょっと予定よりもできなかった部分もありますが、主には効率よく思ったほどかからないで作業が進んでいるということの原因であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 35 ページの道路作業員の賃金のご関係でご質問ありました。これにつきましては、当初 3 名ということで前年から道路作業員については 3 名体制でやってきたわけでございますけれども、前年の 12 月に 1 名が急遽退職をしまして、その後補充をどうするというところで、いろいろ内部で検討していた経過がございます。何とか後補充しないでやる方法もないかということでもいろいろ検討していたわけでございますけれども、夏は何とかなくても冬の除雪が今 7 台の除雪関係の車両がございますので、やはりどうしても人を確保して除雪にあたらなければ除雪体制が整わないということで、急遽夏の間は何とか我慢してやっていたわけでございますけれども、10 月から作業員 1 名を募集して採用したということで、その 6 か月期間の間の分が今回

減額補正ということになっているわけでございます。何とか夏の部分についてはしのげるけども、冬については非常に厳しいと。なおかつ、うちのほうの職員のほうも1名、本年3月に退職予定という状況でございます。昨年の検討を始めた段階におきましても道路作業の部分も民営化の候補の一つということで議論をしておりましたので、そういうこともありまして6か月間は補充をしないでやって、10月から1名を採用して今3名体制でやっているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 歳入のことにつきましてはわかりました。

それで、総務課長のほうから給与の関係で今お答えいただいたのですが、昇給の月というのはもう決まっているもので、誰がどうなるのかというのは事前にわかっているのかなど、急に増えるような問題ではないのかなどそう思っていますけども、減額して補正をまたしたということが、通常であれば大体人件費というのは決まっているものですから、それあたりどうかなど。

時間外について機構改革で12月以降、12月に補正してまた補正するというのは3か月か2か月の間にこれだけ要するのかなど、それあたりちょっと疑問だったものですから、ちょっとお聞きをしたというぐあいです。

それから、27ページのペレット工場のこの関連についてはご説明いただいたわけなのですが、私が申し上げているのは、お答えでは最終的に735万ぐらい一般財源になると。協定書によると損害賠償を求められることになっておりますけども、今日の行政報告においても出火原因というのは原因不明だと。その中の出火場所というのか出火原因というのか説明がございましたけども、町が50、組合が50という積算の割合について再度明確にこれだからこうだというものがなければ、ただ単純に50:50だと、50をまた単年度で組合に損害賠償を求めるのかなどわかりませんが、これあたりについてちょっとお聞きをしたいと、そういうふうに思います。

これあたりまで数字が大体おおよそ決まっているのであれば、この財源内訳の補正についても3月の専決でなく、やるのが正しいのではないかなどそういうふうに思いますけども、それあたりの考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

それから鹿柵については説明がありましたのでわかりました。

それから、31 ページのペレットストーブの導入ですけれども、毎年質問をしておりますけれども、このままだと民間のペレットストーブの普及というのは非常に難しいものがあるなというふうに感じているところです。一つの原因はペレットのいわゆる燃料の価格の面が一つあるのかなと。それから、ストーブに対する助成金ですけれども、これあたりもあるのかなと。今灯油も 100 円近くになっていますけれども、比較してもやはりまだペレットの燃料のほうが高いということになる。やはり利便性含めて考えたら、もう少し普及を考えるのなら何年かペレットの燃料については、少し安く提供して普及を図るのが望ましいのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、町有林の整備事業ですけれども、多分この間伐事業含めて施業計画というのがあると思いますが、これは年次、それぞれこれだけ目標で事業をやるというふうになっておりますけれども、説明によりますと、この当初計画の面積がこのとおり行われたかどうか、まずお伺いしたいと思います。

それから、町有林の境界標示業務、毎年やられていますけれども、積算のときに多分人活を毎年使っていると思うのですが、効率がよかったとか云々という感じが、これだけ 27 万も減額されているわけですから、39 万 8,000 円のうち 27 万ぐらい減額しているわけですから、効率だけでこんなに減額になるのかというのがちょっと疑問視するものですから、それでできれば別な原因があればお伺いをしたいと思います。

道路橋梁維持管理の賃金についてはわかりました。

今お聞きした点について、再度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 給与の関係について、減額してさらに補正するというところでありますけれども、まさにおっしゃられるとおりで今後の動きを見て積算はしておりますけれども、積算内容に甘さがあったとか見込み違いがあったということでご理解いただきたいとします。今後適正な事務執行に努めていきたいというふうに考えております。

それから、時間外の関係につきましては、今後除雪の出動回数がどうなるかという

ことで、また大きな動きがあるかどうかということになりますけども、これまでも抑制には努めてきておりますし、今のところ何とか皆さんの効率的な事務執行というふうに努めていただいているおかげで、何とか前年よりは下回る数値というか4%枠に対する比率のことですけども、下回ることで終えることができるのではないかなというふうに思っています。除雪が多くなればまたそれも上がっていきますので、何とも申し上げられませんが、2月末現在の押さえとしてはそういうことだということで、今後も適正な執行に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 地域バイオマスの関係ですけれども、先ほど5割、5割でということの詳細な考え方というか説明をしませんでしたけれども、12月の被災の報告のときに同じく山内議員のほうからご質問いただきまして、そのときに過失の部分でお話がされました。当初、出火した次の日に警察のほうで出火原因がその大型のフレコンと省略をして言わせてもらいますけども、その燃え方が一番激しいと。だからそこが火元だろうということで、そういう報告もさせていただいたときに、組合側として指定管理者として、組合のほうに100%過失があるんじゃないかというご質問をいただきました。そのときに私のほうも説明したのですけども、それが灰が原因だということであれば当然出す側の責任もあるということで、私12月のときにも答弁をさせていただいております。この間ずっと経過をしておりますし、今回消防のほうの原因の究明もされて、最終的には原因不明という形にはなっておりますけれども、やはり灰を置いたと思われる場所の燃え方が激しいわけですから、そこから出たのであろうというふうに感じているわけですが、そういったことを総体的に考えますと当然出す側の責任、それは町側の責任ですけどもドラム缶に入れて外に置いておくわけですが、その出す側の体制、それからそれを回収していく組合側、なおかつそれを保管する組合という形でいきますと、そこが何割、何割という出し方は非常にパーセント的にどちらが何割というふうには出せませんが、そういった双方の責任問題はあるということは事実だというふうに考えております。

さらに、これは大きな割合を決めるうちで大きな要因ではありませんが、当

然組合設立いたしましたしてまだ2年の決算が終わったばかりであります。これも所管の委員会のほうに報告させていただきましたけれども、協同組合の昨年末の決算状況で申し上げますと、利益剰余金といたしまして約430万ほど剰余金として保有をしております。このほかに出資金が300万あります。これにつきましては各組合員の出資金であります。それと本年度、23年度と言いますか3回目の決算期になりますけれども、その利益剰余金見込み額ですけれども、一応組合のほうとしては120万ほど見込んでおります。剰余金を合計しますと約550万ほどになります。当然組合の負担能力もございますので、これらも加味しながら負担方法を検討させていただいて、先般の委員会の中で町5割、組合5割というふうに協議をさせていただいて、委員会としては了承をいただいたというふうに認識をしているところであります。

あと、3月の補正に載せなかったということなのですが、保険金、さらには組合から今後確定をします損害賠償の額、すべて歳入になるものですから、歳入の部分でおおむねの金額で上げるということになりますと、欠損が出たときに大変また問題がありますので、確定をした段階でさせていただきたいということで専決という形をお願いをしたところであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいまのペレットストーブの関係でございますけれども、燃料のペレット燃料の関係のお話がされたかと思うのですが、ペレットの燃料については現在個人の家庭で販売している単価がキロ42円で販売をされております。このキロ42円で灯油と比較しますと、現状灯油今また値上がりをしているかと思いますが、この試算をした段階でも3,600円ほどペレットのほうが安くなります。そういったことからペレット燃料が高いというような、そして導入された方々のアンケートを見てもペレット燃料が高いという感想を持たれているのはごくわずかでして、主にペレットストーブが高いと、そういうようなストーブ本体の価格が高いと、そういうようなこと。あるいは導入してからの手間がかかると、そういうような感想を述べられておりますので、ペレット自体の価格が高いと、そういうような認識は持っておりません。

それと、間伐の関係ですけれども、これについては計画どおり面積は実施しております。ですからこんなに燃料代でという話になるのですけれども、主な要因としてはその部分で減額になっております。

それと、境界の関係ですが、これについては先ほども言いましたとおり、実施に山に行ってみると結構作業が順調にいったということが主なものです。大体6割程度は実施できているということで、先ほど言いましたようにほかの業務との兼ね合いの中でやりますので、計画していたけれどもできなかったと、そういうようなところもあることは事実であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと出火に関する部分、担当課長のほうからお話がありましたけれども、ちょっと私のほうから付け加えさせていただきたいというぐあいに思います。火災の場合、出火に関する法律というのが非常に短い法律があるのですけれども、この中で一般的には簡単な過失の中で火災が起きたという場合は、民法第709条の損害賠償を負わないということになっています。ですから、これは申し上げますけれども長屋で火事が出たと、隣に延焼していった、お隣の方が賠償すれということもあったとしても賠償しなくてもいいという法律であります。そういうような状況の中で津別町としてはあそこの建物で20%しか入っておりませんでした。建物火災共済というのを。今言った出火のあれでいくと重過失の場合は、これはだめです。それは重過失の場合ってどういうことかという、放火をしたということになるとこれは重過失ですから全部賠償責任を負わなきゃならないということになります。20%しか町は入っておりませんでした。それは建物が古いとかさまざまなことから、昨日今日そういうことを決めていったわけではなくて、相当前からすべての建物等に100%火災保険は津別町としては入ってきませんでした。これはリスクの部分と再建費用、これらを考えてそういう処置を行ってきたということが言えるかというぐあいに思います。20%しか入っていなかったのですけれども、それを指定管理者が、じゃあ、あと80%入りましようかというのは、これは入らないということを明確に聞いております。ですから、町の方として本来であれば100が入っていればこういう話がまたなかったのか

もしれません。でも指定管理者側のほうは逆に不足分を入るといふことも、これは入れないというふうな見解が示されておりますから、ここの部分について指定管理者の意思がなかなかはたらかないという問題であります。これについては今後町のほうとしてもすべての建物がそういう形でいいのかどうか、これちょっと検討は当然必要だろうというぐあいに思いますけれども、20%しか入らなかったということは逆に言えば80%分の保険料というのは何もなければずっとその部分でオンされてきたという考えも一つあるのだらうというぐあいに思っております。そういう意味で相手側ばかりの責任ではない、町においても20%しか入らないという判断をせずと対応してきたということですから、町側の責任も当然そこに対するものもあるというぐあいに私も思っておりますので、付け加えをさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） このペレット工場の火災については経営状況を今お聞きしたところなのですが、23年度末で550万ぐらい剰余金が出るという話が今ありましたけれども、今の副町長の20%を町が加入したと、いわゆるもう少し加入していれば保険である程度対応できたかというふうに思いますけれども、その双方を見ますと果たして組合側が50%を負担すべきものかというところを私は言っているところです。町もこれでいくと町の責任のほうが大きいのかなと、そういうことをかんがみて、もう少しせつかく努力されて剰余金も出されて、言ってみますと社長自ら機械に乗って働いてやっているのを見ますと、それだけ努力して今後剰余金も目的があつて多分されていると思うのですが、それあたりを町も少し考えて負担のあり方について検討されてはどうかと、そういうふうに思います。

それから、ペレットストーブ、考え方があるのですけれども1台しか導入にならなかったと、燃料を比較したら安い、そのことも現状としてあるのかもしれませんが、町の戦略としてこの現状をこのままで新年度予算もあろうと思っておりますけれども、このままでいいのかどうか含めて、あわせて再度お聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 火災の関係の負担割合の考え方ですけれども、当然町のほうが一方向的に組合と町が五分五分ということで、町の基本的な考え方は先ほど申し

上げたとおりですけれども、内容等、途中、途中の経過含めて組合のほうと十分協議をさせていただいております。組合のほうとしても責任を感じているというところが理事長のほうからも聞いておりますし、応分の負担はしたいというふうに言われておりますので、その中で組合と確定したわけではございませんけれども、今言った形で50%ずつの負担でということで最終まだ組合のほうに金額も提示はしておりませんが、考え方としてはそういうことで組合のほうからも了解を得ているということでありますので、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、ペレットの普及の関係です。先ほど主幹のほうからいろいろ毎年パンフレットですとか広報には載せてはいるのですけれども、なかなかこちらが思うような導入が進まないということについては担当として反省をしているところです。新年度のほうにも提案をさせていただきますけれども、ちょっとその支援内容を若干拡充をしたいというふうに考えておまして、そんなことも踏まえて今後そういった形で進めて進めていきたいと。一つは、一般家庭のほうの年間の消費量というのは約1.5トンから使っても2トンぐらいというのが、1軒で換算しますと。大口を優先するということでは決してないのですけれども、今現状で言いますと津別町内以外にも北見の木のプラザのほうに、実は今回の火災で備蓄はあったのですけれども、それらも木のプラザのほうは木質ボイラーしかないということで、庁舎のほうはA重油がありましたので、ボイラーがありましたので併用できるということで、実はそちらのほうを優先したりしたのも事実であります。結構町外からの大口の利用というのでしょうか、そういうのが伸びてきておりますので、それらも含め一般家庭の普及ももちろん含めて生産体制をきちっと図っていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから負担の関係のちょっとお話をさせていただきたいと思います。実は50対50というか、半分半分ということで過日の委員会、産業福祉常任委員会にも町のほうの考え方ということでお話をさせていただいて、これは協議ということでさせていただいたわけですが、その中で6:4にするだとか7:3にするだとか、それは特にございませんでしたので5対5ということで進めさせて

いただけるのかなというふう感じたところでございます。正直言いますと7：3ぐらいで町のほうが3でというふうな感覚は実は私自身は持っていたのです。灰を中に入れて、そのドラム缶を中に入れて、そこから出火したろうという場所的にはそこなのですけれども、原因がそれだとは言い切れないということなのですけれども、ただ、ドラム缶の横に燃えやすい物がたくさん置かれてあったというようなことも拡大していった原因として言われているのですけれども、そういったことも二度とないように外に今後ずっと置くように、そしてドラム缶も増やしておいていくというようなことで、進めていきたいなど。こういうことが起きないようにさまざまな方法も今指示を出してやっている部分もありますし、対応を進めているところです。

負担の部分につきましては、経営状況、それからこちらからペレット協同組合を木質バイオマス、新しいエネルギーを町からつくっていくということも含めてお願いして協同組合が設立されていったという経過も踏まえますと、7：3ということにはなかなか難しいなという思いもありまして、それであれば半分半分でどうだろうか、これに根拠があるかと聞かれるといろんな見方があるかと思っておりますけれども、イーブンでということをご理解いただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時 19分

再開 午後 3時 35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、議案第11号 一般会計補正予算（第6号）について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 先ほど山内議員からあった27ページのペレットの工場の火災の関係について、ちょっと私なりにお聞きしたいと思います。この件につきましては、私も前の議会の中で負担割合は50、50でいいのではないかと町長も話した中で私もそ

うというような安易な気持ちでいいんじゃないですかというような感じで言った覚えがあります。

実は、私はこの件については、もともと組合と町との協定書の中でお互いにこういうような事故などが発生した場合にはお互いに協議をして双方が理解できる中での形の中で分担割合というか、していくのではないかと思っていましたから、恐らく先ほどの説明では組合とも十分話し合っただけで双方の同意の中で50:50と決めたという話はしていませんでしたから、私は山内君と違って私は3対7だとか、7対3だとかという感じじゃなくて50:50の決め方はお互いに責任が、原因が不明であったから双方にやっぱり責任を感じて組合側も承知したのではないかと思いますから、その件については、今後いろいろな問題が発生しないとは限りませんが、私はやっぱり再発防止だとか、これから注意を喚起する上においては、組合もやはり運営費を含めて五百何十万の中でこれからはもしこういうことがまたあるようなことがあったら、こういう負担割合の中で出すとなったら、これは大変だなと思わしてちょっと聞きたいわけですけど、先ほど副町長が建物20%しか入れないと、これ本来でしたら100%入っていれば一番いいのだけれど20%しか入らなかったということは、恐らくそれなりにめったにないことですから、リスクだとか保険料の考えで20%です。こういう危険物みたいなものを扱っている所というのは想定外とは言えませんから、これやっぱりお互いに出したり回収したり灰の処理をやっていますから、中は中、出すほうは出すほうでお互いに管理の部分で双方に私は多少の原因がなかったとは私は思っていませんから、そういう意味では50:50でもこれから再発防止を含めて喚起を促す面でも、こういったことがあっちゃいけないよという、そのときにはお宅の不手際か町の不手際かわからないけど、こういうことにおいては50:50もあるのではないですかということで私は50:50ということであって言っているわけであって、あくまでも山内君の言っていることが間違っていないと思っています。そういう意味から見ますと、仮に20%しか入らないものが指定管理者の組合のほうで、あと80%を負担してもらって入るというか、別な形で町が一回負担を受けて、そして100%入る方法だってあるわけです。こういうところというのはまた絶対はないとは言えないですから、こういう灰だとかを扱って、そういうことを考えると、そういう考え方もあるのかなと思って、いろんな施設がありま

すけどこれ全部入るといふことにならないけど、でもやっぱり 20 というのは少ないです、どうしても。こういうことがあるとやっぱり、たまたま今回は機械と電気だけで終わっていますけど、やっぱりもし建物が今回たまたま建物が延焼しなくて済んでいますけど、もしあれが仮に建物が全部延焼したらどんなことになっているのかなって、そういうことも想定されます。幸いにしてこれで終わっているからいいですよ、機械と電気は 100 入って、建物 20 で、これでお互いに 50 : 50 だからと言っていますけど、これ仮に本当に建物全部いっちゃったらどうなっているのかなと思います。そうしたら、組合だって冗談でないですよって、私こんなに金出すのだったら町の責任になって私やめますよと、組合はもう指定管理を取り消して、こんなことはやりませんよって、そういうことだって想定される、仮にたまたま今回はそういうことで何とかうまくあれしてしまいますけど、そういうことを考えますと副町長の言ったことではなくて、もう少しこういう危険物だとか、こういうことが考えられるところには、やっぱり保険を 20 でなくて、もしできないのであったら指定を受けているところから何ぼかでも負担してもらって、もう少し率の高い火災保険に入るといふことは考えられないのか、その点と今の負担割合は、私は先ほど副町長も出すほうと回収するほうのうの関係である程度双方に責任といふか逃れられないようなそういうものがあるから、やむを得ないと言っていますけど、私はやっぱり組合が全部応分の話し合い、今回はもう合意していますから、じゃあ私たちはこんなに組合が持つのだったら、もうこの組合組織やめさせてもらいますっていうことにもなりかねないないとは思いませんから、その辺で妥当なところでお互いにどういふような、気持ちよく合意したのかどうか、その辺のいきさつもちょっと教えてほしいと思います。

それから、もう一つペレットの関係で、31 ページのペレットストーブの導入です。これも私一般的に当初ペレットを一般家庭に普及するといふことで当初は 6 台、7 台だといふことで予算組んでいますけど、今回も 1 台しか導入されなかったです。これ一般的にいったら確かに利便性といふか使いづらいついより、使っている人が少ないから全然みんな聞かれるのです。どうですかペレットは。いやちょっと灰も多少処理しなきゃならないし、ちょっと燃料はさっき主幹が言ったように燃料は確かに私は高いとは思っていません、価格においては私は認識していますから。ただ、そういう

利便性から見ますと非常に年寄りなんかはあまり使えないというのです、せっかく支援するのにも。これ恐らく来年度も同じことになると思います。何ぼ支援を拡充しても、これはやっぱり町にも全然使っていないのです。公営住宅だとか前に私も言ったけど、町も使わないもの一般家庭に普及すれと言ったって、これはやっぱり戦略的にもう少し町が本当に普及したいのなら戦略的に考えて、このストーブをもう少し皆さんがわかるようにきちっと説明する機会だとか、それから即売会やなにかをやって、そういう機会を町民に与えて、これだけあれですよって、せっかくペレットをつくって町の施設だけ使っていますなんていったら本当に寂しいことです。そういう面では工夫を凝らす余地は私はあります。それで2つだ、3つだって台数が増えるならそれはそれでいいんでないですか。これは一遍に普及するというにはならないです。はっきり言って、何ぼ料金を支援したって。だからその辺のやっぱり町民感覚をもう少し植えつけていかなかつたら、せっかく普及したいのならそういう意気込みも見せるべきではないかと思えますけど、その辺の見解だけ教えてください。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） まず、ペレットの製造施設のほうの負担割合、先ほどの関係ですけども、組合のほうとは先ほどもちょっとお話ししましたけども、詳細な具体的な金額は示しておりませんが、基本的な考え方 50%、50%でということの内諾は得ております。金額についても機械、電気については100%共済に入っているということは組合も当然承知しております。建物については2割しか入っていませんということも話しておりますし、建物の発注額についてもおおむね800万円ちょっとかかっていますよという話はしておりますので、金額については組合のほうとしてもおおむね頭の中には入っているだろうというふうに思います。その金額の中で、先ほど申し上げました組合の剰余金等含めて負担可能な範囲ということも考えまして組合と協議して、組合のほうも5割であれば持てますという返答をいただいております。正式に町のほうから損害賠償請求というような形で金額をまだ提示をしておりませんので、その分において若干の調整は出てくるかもしれませんが基本的には5割5割でというふうに考えております。

あと、これ以降の対策、先ほど町長のほうからも役場関係で灰を出すドラム缶なの

ですけれども、これを増設するということで指示を受けております。今現在6個しかございません。施設が3施設ありますので1個ずつの交代になっているものですから、できたら3個をずっと常時施設に置いておくような格好で、そうすることによって回収の回数も減ります。直接3つの缶ということになりますと3施設ありますから9個の缶を一度に回収する形になりますので、場合によったらそのまま堆肥センターのほうに搬入をすることも可能かなというふうにちょっと考えておりました、そういう増設を考えたいというふうに思っています。この間、火災後、灰に水をかけてくださいと。特に役場庁舎の部分については一部完全に燃え切らないペレットが出るものですから、特に役場のほうについてはそういうふうをお願いをしておりますけれども、ちょっと考えが甘かったといいますか冬場でありまして水をかけると缶の中で凍ってしまうということで、今回1基下げてもらったのですが、凍って逆さにしても出てこない状況だということで、やはり水をかけるのはあまりよくないのだなということで、冬場でありますので先ほど言ったように缶を3つぐらい用意して、数か月その場所で役場の外で保管できるような体制をとっていきたいというふうに思っています。

もう一つは、今現在施設の中に火災報知器がついているのですが、当然離れている場所でありまして、近くに人家もありません。あの中で仮に夜ベルが鳴ったとしてもなかなか気づかないと。今回もベルは鳴ったのだというふうに思うのですが、気づかないということがありまして、監視システムというのがありまして建物の外にキューピクルがありまして、その防犯ベルからキューピクルにこちら側で線をつなぐと、あとは保安協会のほうでそこから電話回線で今で言う携帯のメールに火災を知らせる、火災というか異常を知らせる通知が入るというシステムがあるということでありますので、それについて当初予算ではちょっと計上しておりませんので近々の補正のときに補正をお願いして、線をつなぐのに約8万ほどかかるということであります。毎月のメール配信の電話回線を使うことによって月1,500円かかるということであります。線をつなぐ分については、これは町の施設でありますので町が実施をしたいというふうに考えています。月々の1,500円については指定管理者である組合のほうに直接メールが入るようにして負担をしていただきたいというふうに考えておりま

す。そんな対策を含めて、二度と今回のようなことのないような対策を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと火災共済の加入の関係ですけれども、これペレット製造施設を始める段階において、初めてあの施設を林業協同組合のほうから譲り受けたという形になっていて、町が受ける前については共済の加入はどうだったかちょっと把握はしておりませんが、当初あそこは配送センターということで、あと役場全体のそういう建物の加入が100%というのがあまりなかったものですから、通常に倣ってといたらあれなのですけれども、2割しか入らなかったというのが実情であります。今回こういうことが発生しまして当然危険、火を使うということもありますので、このペレットの製造施設に限らずほかの施設、森の健康館ですとか人が出入りするような施設について検討しなきゃならないということで検討の指示も受けておりますので、これはうちの産業課だけで決めることではありませんので、そんなことも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

それからペレットストーブの部分については、白馬議員おっしゃるように普及の関係については非常にこちらも苦慮をしております、ストーブの使い勝手の部分、確かに今灯油ストーブでありますとタイマーをかけて極端に言うとなん一つ手をかけなくても朝になれば暖房がついているという状況です。ペレットストーブの場合なかなかそういう機能がついていません。中にはタイマーがついているものもあるのですけれども、原因はやっぱりストーブの製造メーカーと申しますか、津別だけが普及していないわけではなくて全体的にペレットストーブの普及が伸びていないということで、なかなか手ごろな価格であったり、機能性を持ったストーブというのがなかなか出てきていないというのが現状でありまして、聞くところによりますと道の生協のほうでストーブを開発するようなこともちょっと聞いていまして、徐々に今回の震災もありますけれども、徐々に化石燃料に頼らない方法のものというのが段々広まりつつありますので、そんなことでペレットストーブも機能性の充実したものが出てくれば、またなおかつ価格が安いものが出てくれば少しずつ増えていくのかなと期待はしておりますけれども、とは言いつつもペレットを製造しているこちら側としては当然ストーブの普及も、先ほど申し上げましたように普及には努めてまいりたいとは思っておりますので、

引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと共済の関係でちょっと私のほうからお話を申し上げたいというぐあいに思います。先ほどお話もありましたけど 20%しか入っていなかった、本町においては。私ちょっと詳しいやつを持っているわけじゃないのですが、年数だとかさまざまな要件を考えて加入率をそれぞれ変えてきているというようなことでやってきたというのがこれからもずっと長い間そういう点で進めてきたということでもあります。これは再検討する場合どうしたらいいのかなというぐあいには思うのですが、確かに何もなければ掛けっぱなしですから、非常にそこで全額入っていて10年にもなれば相当の金額を保険料で払わざるを得ないという問題等もあります。そのときにたまたま1件起きたやつの金額に比べたらどうだというようなこともあろうかというぐあいに思います。ですから一律ではちょっとなかなかやり方として一律に機械的にやるのがいいのかどうかという点については我々のほうもちょっと見直しを進めていかなきゃならないのかなというようなことで、これは切り替えというのが9月を堺に切り替えというぐあいにちょっと聞いておりますので、その間までに加入の仕方についてはもう一度再検討してみたいなというぐあいに思っているところでございます。ただ、例えば町村の場合は、この自動車共済や火災共済だとかって組織が大きいものですから、そういう部分があるのですが、聞くところによると北海道庁の場合は、車両や何かも任意保険には入っていないというようなことでちょっと聞き及んでいます。それは発生の状況と保険料の問題というようなことからそういう取り扱いもあるのだということ聞いております。そういうことも含めてもう一度検討をさせていただきたいなというぐあいに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 最後に言った副町長の考え方、私はたまたまこういう機会があったからなるほどなと思ったわけで、やはりこういう危険物を取り扱っているところは万が一ということはあることだなと思って、他の施設も全部一律全部万度に掛けられていることは、これはもう本当に掛け捨てみたいなものですから、そうはいかないけど、やっぱりこういうことが起こり得るということもやっぱりきちっと想定

した中で、この部分においてはやっぱり掛けておいたほうがいいなというところの部分だけは十分検討してやっていってほしいと思う。私は全部に掛けれとは言っていないから。ですから特にこういうことがあるということは、ああいう施設においてはまたないとは言えないから、ですから特にそういうことには十分検討していただきたいなと思って言っているわけですので、ひとつご理解願います。

それから担当者のほうも課長の言っていることは最もだと思って聞きましたから、ただ、私は再発防止の面においてはシステムとか対策で火災報知器があっても先ほど言ったように、なかなかそういうふうには普段人も通らないし、あそこに行くこともないから発生してもわからない場所ですよ。ですからシステムの今度はきちっとやると思いますから、その対策においてはそれほどお金がかからないのであったら、やはりできるだけ早く予算をとってやっておくのが私は得策ではないかなと思いますので、十分ひとつそういう形の中で進めてほしいと思います。

それから、もともと配送センターを施設工場に使ったのですから、当然こういうものは、あそこはただ倉庫代わりに使っているのですから当然電気だとか機械だとか、あれだけの大きな投資をした中で、やはりきちっとしておかなかつたら私はちょっと甘いのではないかなという感じを受けたから、こういう、ないとは言えなかつたから万が一ということもありまして、やっぱりなという感じを受けられますから、ですから今度はきちっと完全にそういう今の担当者が言うような考えの中でぜひ建ててもらいたいなと。

それから負担割合については、山内君は結構ああいう形なのですが、私は先ほど言ったとおり、そういうことも考えられるけど今回の場合は双方で話し合ってお互いに責任を感じて、そしてお互いにこれからこういうことがないように注意を喚起しようという意味においては多少組合にも負担をしてもらわなきゃならないこともありますけど50:50ではある程度組合がのんでくれるのなら、それもいいんじゃないですか。ただ今後においては山内君の言ったことも参考にして、ぜひひとつ検討してほしいなということですので、その見解についてもう一度。

それからペレットストーブについてはわかりました。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） ペレット製造施設のこれ以降の対策と申しますか防災含めて、確かに監視システムというものが、そういうことができるのかどうかというのも勉強不足で大変今となつては反省しているところです。先ほど言ったように監視システム、さらには灰を回収する缶の増設含めて万全を期したいというふうに思っております。さらには、これ以外にも必要なことがこれ以降出てくるかなというふうにも思っていますので、組合と十分協議しながらきちとした対策を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 時間も大分経過してきましたので、1点にだけ絞って質問をいたします。

7ページなのですけども、素材の売払収入590万、これ当初予算1,900万ぐらいありますけども、通常は施業計画で収入と支出、間伐は今回落ちていますが、普通間伐、皆伐の収入が素材の売り払いになるのですけども、片一方は350万程度落ちて、素材のほうで600万弱ぐらいの増額補正というふうな形になっていますので、簡単でいいです。なぜこういうふうなことになったかだけお答えをいただきたいと申します。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 歳入の関係ですけれども、これについては予定していた面積等は実施をしております。この部分については採材をして、その結果としてパルプにいく部分と用材にいく部分というふうに分かれるわけですが、その割合が非常に大きいです。パルプのほうにいく割合、こちら側が予想していた割合よりも用材にいく割合のほうが多かったということで、そうすると価格が当然上がってくると、そういう要因があります。

それともう一つは、入札ですので競争原理が働くということもありますけれども、予算を計上するときに歳入を予算見積もりするわけですから、こちら側としては少なめに予算を計上すると、そういう要因もあつてこういうような形で実績として多くなったということでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質問を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第12号 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鴫田憲治君) ただいま上程となりました議案第12号 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、さきの提案理由で申し上げましたように歳出では給付実績に伴う保険給付費の減であり、歳入では財源調整に伴う前期高齢者交付金の減を内容とする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,167万2,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらんください。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養費におきまして、一般被保険者等療養費としまして今後の給付を見込みまして1,000万円の減額補正であ

ります。

続きまして歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開きください。  
款4、項1、目1前期高齢者支援金におきまして財源調整といたしまして1,000万円の減額補正であります。

それでは条文に戻っていただきまして第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第13号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課山田主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第13号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、さきの提案理由でもご説明しましたように、歳出では介護報酬改定等に伴うシステム改修事業経費の増額及び事業実績に伴う地域支援事業費の減額の補正が主なものであり、歳入ではシステム改修事業経費に係る国庫補助金と、一般会計繰入金の補正及び地域支援事業費の国庫支出金等の額確定に伴う補正であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、予算の総額を4億4,921万2,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、6ページ、7ページをごらんください。総務費の総務一般事務費は、平成24年度介護報酬改定に伴いシステム改修費用として北海道自治体情報システム協議会に対する負担金として63万円を追加するものであります。

次の保険給付費の居宅介護サービス等給付経費は、地域支援事業減額に伴う保険給付費の財源充当の調整となります。

次の地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業経費は、通所型介護予防事業として行っているミズナラ倶楽部の利用実績に伴い食糧費で1万3,000円の減額です。次の任意事業費は、介護認定を申請をしたが非該当となった高齢者を対象に家事支援が必要な人にホームヘルパーを派遣していますが、実績に伴い1万4,000円を減額するものです。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページ、5ページをお開き願います。国庫支出金、国庫補助金の地域支援介護予防事業交付金の3,000円の減額及び地域支援包括的支援任意事業交付金の6,000円の減額は、地域支援事業費の国庫補助金の額確定に伴う補正です。

同じように、款4支払基金交付金の4,000円の減額及び款5道支出金の道補助金4,000円の減額。

款7繰入金、一般会計繰入金のうち地域支援介護予防事業繰入金の2,000円、地域支援包括的支援任意事業繰入金の3,000円の減額も地域支援事業費の額確定に伴う減額補正となります。また、国庫支出金の介護保険事業補助金の31万5,000円は、歳出で申しあげました介護報酬改定に伴うシステム改修費用の補助であり、残額を繰入金、

その他一般会計繰入金で 31 万 5,000 円を追加するものであります。

では第 1 表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をし、第 1 条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 14 号 平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（清野敏幸君） ただいま上程となりました議案第 14 号 平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、さきの提案理由でご説明しましたように、歳出

では居宅介護支援事業費の精査による追加、歳入では居宅ケアプラン作成料の追加による補正であります。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額に1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,789万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらん願います。款2介護支援事業費、目1介護支援事業費、居宅介護支援事業経費におきまして1万6,000円の追加、内訳といたしまして賃金、臨時職員分として1万2,000円、役務費、電話料4,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをお開き願います。款1サービス収入、目3居宅介護サービス計画費収入、節1居宅ケアプラン作成料収入におきまして、ケアプラン作成件数増加に伴い1万6,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは最初の条文にお戻りいただきまして第2項の第1表につきましては、ただいまご説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 15 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 15 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、事業及び経常経費の精査が主なものであります。それでは下水道事業会計の補正予算をお開きください。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 59 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,934 万 5,000 円とするものであります。

歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の上下水道運営協議会経費につきましては、報酬、旅費合わせて 18 万 9,000 円を減額するものです。

款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 2 処理場管理費の処理管理につきましては、需用費において汚泥運搬車のスタットレスタイヤの購入を見送ったことにより消耗品費で 14 万 1,000 円を減額し、電気料につきましては事業精査により 12 万 4,000 円を追加するものです。

款 3 個別排水費、項 1 個別排水管理費、個別排水管理経費では、委託料の浄化槽保守点検業務について 34 万円を減額するものです。

続きまして 8 ページ、9 ページをお開きください。項 2 個別排水整備費、個別配水整備事業につきましては、合併浄化槽の設置工事に係るものですが、委託料 1 万 8,000 円、工事請負費 3 万 5,000 円を減額するものです。

次に、歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 下水道受益者分担金は、精査により 3,000 円を減額するものです。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金は、事業の精査により 20 万 2,000 円を減額するも

のです。

款6 諸収入、目1 雑入は、資源物売り払いとしましてマンホール蓋改修工事で出ましたマンホール蓋の売り払いとして4万6,000円、建物共済金につきましては、マンホールポンプ所の落雷被害に係る共済金として56万円を追加いたします。

款7 町債、目1 個別排水事業債は、合併浄化槽について起債の対象基数が5基から4基になったことから100万円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分ごとに整理したものです。

第2条地方債の変更につきましては、次のページの第2表になりますが、個別排水処理事業について限度額を100万円減額いたしまして650万円とするものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第16号 平成23年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 16 号 平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、事業の完了精査が主なものでございます。

第 1 条におきまして歳入歳出それぞれ 58 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,003 万円とするものであります。

それでは歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費については、共済保険料率の改定により 5,000 円を追加するものです。給水施設管理経費につきましては、需用費として事業精査により相生浄水場の暖房用燃料で 3 万 8,000 円の追加、委託料で計測器精密点検業務の完了精査により 3 万 4,000 円を減額するものです。給水施設整備事業につきましては、役務費において、相生浄水場濁度計レーザーユニット構成について検査の結果異常がなかったことから 38 万 7,000 円を減額するものです。工事請負費は、大昭配水池計装機器更新工事の事業完了により 21 万円を減額するものです。

歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金におきましては、事業精査により 31 万 5,000 円を減額するものです。

款 5 諸収入、目 1 雑入につきましては、上水道への量水機の売り払いにより 2 万 7,000 円を追加するものです。

款 6 町債、目 1 簡易水道債につきましては、大昭配水池計装機器更新工事の確定に伴い 30 万円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分ごとに整備したものです。

第 2 条地方債の変更につきましては、次のページの第 2 表簡易水道施設計装設備機器更新工事につきまして限度額 30 万円を減額いたしまして 390 万円とするものであります。

以上説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第17号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、議案第17号 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(江草智行君) ただいま上程となりました議案第17号 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)について説明申し上げます。

最初に収益的収入及び支出から説明を申し上げます。今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、支出のみとなっております。

それでは4ページをお開きください。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費につきましては、電気料として事業精査により4万円を追加するものです。目3総係費の法定福利費につきましては、共済保険料率の改定により1万円を追加するものです。目4減価償却費につきましては、有形固定資産の機械及び装置については事業精査により2,000円を追加するものです。目5資産減耗費につきましては、23年度に除却予定の資産について精査を行った結果、構築物では6万8,000円の追加、

機械及び装置では9万4,000円の減額、工具器具及び備品では2万8,000円を減額するものです。項2営業外費用、目2消費税につきましては事業精査により38万7,000円を追加するものであります。

次に5ページの資本的収入及び支出ですが、収入支出とも工事の確定による減額でございます。

款1資本的収入、目1企業債につきましては、高台配水池計装機器更新工事について22万円、活汲地区減圧弁更新工事について8万円をそれぞれ減額するものです。

款1資本的支出、項1建設改良費につきましては、高台配水池計装機器更新工事については31万5,000円、活汲地区減圧弁更新工事について14万5,000円を減額するものです。

6ページの資金計画は記載のとおりでありますので、内容については説明を省略させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。このページは予定貸借対照表であります。8ページの下から5行目、当年度純利益は補正予算の結果1,368万3,000円と見込むものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。第2条収益的収入及び支出において、支出38万5,000円を追加し、総費用を1億2,044万9,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、資本的収入が資本的収支額に対し不足する額7,057万6,000円を7,041万6,000円に、補填する過年度分損益勘定留保資金6,951万5,000円を6,936万3,000円に、同じく補填する消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万1,000円を105万3,000円に改めるものであります。

資本的収入の予定額につきましては30万円を減額し、総収入を1,304万2,000円とし、資本的支出の予定額につきましては46万円を減額し総支出を8,345万8,000円とするものであります。

第4条の企業債の補正につきましては、限度額について30万円を減額し840万円とするものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用できない経費としまして職員給与費1万円を追加し、1,397万4,000円とするものであります。

次に、3ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時 22分)